

国際農林業協力

JAICAF

Japan Association for
International Collaboration of
Agriculture and Forestry

特集：TPP・AECと農業

—アジア太平洋地域における広域経済連携がもたらすもの—

米国における TPP 協定をめぐる動き

大型 FTA の形成と東南アジア諸国の経済と農業

TPP と食品の安全性・品質—TPP 協定の関連条項の分析—

AEC の発足とインドネシア農業

Vol. 39 (2016)

No. 2

公益社団法人
国際農林業協働協会

巻頭言

TPP と開発途上国

東 久雄 …………… 1

特集：TPP・AEC と農業 —アジア太平洋地域における広域経済連携がもたらすもの—

米国における TPP 協定をめぐる動き

東 久雄 …………… 2

大型 FTA の形成と東南アジア諸国の経済と農業

井上荘太郎 …………… 9

TPP と食品の安全性・品質—TPP 協定の関連条項の分析—

林 正徳 …………… 17

AEC の発足とインドネシア農業

米倉 等 …………… 25

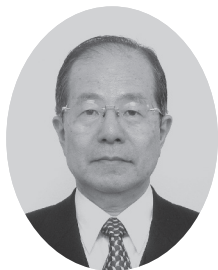
図書紹介

宗教と経済発展の相克—イスラーム農村における女性の活躍— …………… 35

The State of Food and Agriculture 2016 …………… 37

JAICAF ニュース

掲載記事の投稿について…………… 38



TPP と開発途上国

公益社団法人国際農林業協働協会 顧問
 東 久 雄

TPP が大筋合意¹されてから1年になる。現在、各国で批准手続きが進められているが、発効のためには全加盟国の GDP の 85% 以上を占める 6 カ国以上が批准する必要がある。日米で GDP の 80% を占めるので、両国の批准が必須であり、とくに米国の批准手続きの進行が注目を集めている。農林業開発協力の観点からは、この TPP が発効した場合、開発途上国、とくにその農業にどのような影響を与えるのか考えておくことが有用であろう。

先ず関税であるが、TPP は各国の 95% 以上の品目の関税を撤廃することとなっており、これが加盟国間のみに適用されることとなるので、非加盟国の輸出は不利な立場になる。しかしながら開発途上国の場合は、非加盟国でも WTO 体制の中での特惠関税制度があるので、影響を受ける品目は多くはないと考えられる。しかしながら、特惠制度の対象となっていないことが多い繊維製品、靴、食品等は、加盟国と非加盟国との間で関税格差が生じ、しかも、加盟国間適用の低関税を享受するためには、原材料の相当部分が TPP 域内産のものではなくてはならないという原産地規則があり、これらの原料の供給源も加盟国にシフトする可能性がある。その意味で、

非加盟国産品、とくに農水産物が大きな影響を受ける可能性がある。

また、関税以外では、TPP は、サービス、投資に関し、WTO より相当進んだ自由化となっており、この分野での加盟国間での動きが活発化する可能性がある。さらに、これらの分野でのルールが明確に約束されるため、進出企業には魅力的なものとなり、進出先として非加盟国より加盟国の方が優先されることとなる可能性が高い。とくに農業との関係では、当該国の農業発展の拠点となり得る食品産業やスーパー等の流通業の立地が加盟国に向かった場合は、非加盟国への影響が生ずる可能性がある。農業開発支援として、フード・バリュー・チェーンを推進していく際は、この点を念頭に置いておく必要があろう。

TPP は、APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) 諸国に加盟機会が開かれており、APEC 加盟の開発途上国にとっては、TPP に加盟することで有利な立場を享受できるが、APEC 諸国以外の途上国、とくにこれから開発支援の必要なアフリカ、南アジアの開発途上国への影響が考えられる。さらに、APEC には属しているが、国営企業が多く、かつサービスや投資に規制の厳しい中国の加盟は相当困難になると考えられ、むしろ中国は、TPP の枠外に立って、他の地域協定を模索し、リーダーシップをとって行こうとする可能性があり、これが中国との関係で開発途上諸国を悩ませることになることが心配される。

AZUMA Hisao: TPP and the Developing Countries

¹ TPP 全体の概要および日本の農産品輸入アクセスに関しては JAICAF の『海外農林業情報』No.50 参照 (<http://www.jaicaf.or.jp/reference-room/publications/detail/article/694.html>)。



米国における TPP 協定をめぐる動き

東 久 雄

1. 米国通商政策の変化—多国間協定から地域協定へ

第二次世界大戦の原因の1つが経済のブロック化にあったとの認識から、戦後の世界経済体制として、米国の主導によるブレトン・ウッズ体制が構築された。これは為替に関して、IMF（International Monetary Fund：国際通貨基金）体制の下にドルを基軸通貨とする固定為替制度を取りつつ、貿易に関して、GATT（General Agreement on Tariffs and Trade：関税及び貿易に関する一般協定）の下での関税率の固定化（関税譲許：bind）と普遍的適用（最恵国待遇）を原則とし、自国産業の保護のための恣意的な関税変更を難しくするとともに、特定の国・地域を優遇することによる経済のブロック化を防ぐものであった。

このGATTは、引き続き何度もラウンドと呼ばれる関税引き下げ交渉を繰り返し、全体としての関税率の水準を引き下げて行った。米国はこのラウンドを数次にわたり提唱し、リードしてきた。しかし、2国間交渉を基礎とするラウンドでは、お互いにセンシティブな品目に交渉が集中し、大幅な関税の引き下げが進まないという状況となっていた。そこで米国は、1964年のケネディ・ラウン

ドにおいて一律引き下げ方式（一律50%）を提唱し、これが農産品を除いてすべての品目に適用され、大幅な関税率引き下げが実現した。また、次の東京ラウンドでも同様の引き下げ方式が採られた結果、一律引き下げ方式を採らない農産品以外の先進国の品目に関しては相当低い関税水準となり、むしろ関税以外の規制が問題になる傾向が強くなってきた。ここで米国は、次のウルグアイ・ラウンドの戦略として、農産品に焦点を絞るとともに、サービス、投資等の自由化と規制のルール化を求めて行くこととなった。

この間の米国における通商政策の基本は、GATTという多国間のフォーラムを使い、できるだけ貿易障壁を引き下げ、自由な貿易体制を築いていこうとするもので、その中で積極的にリーダーシップを執ってきた。

しかしながら、ウルグアイ・ラウンドが米・EU間の農産物交渉で行き詰まり、また、ソ連邦の崩壊に伴う東欧諸国の加盟問題でEUの動きが制約され、締結の見通しが立たなくなった状況下で、米国は、地域貿易協定であるNAFTA（North American Free Trade Agreement：北米自由貿易協定）の締結に踏み切ることとなった。長い国境線を持ち、ともに旧英国領であった米加間では、種々の貿易制限調整措置が積み重ねられていたが、それをメキシコも含め、原則として域内関税の撤廃を軸に地域自由貿易協定としてまとめた

ものであった。

GATT は、発足当初に、ベネルックス（ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ）地域、フランス・モナコのような関税同盟が存在していたことから、例外的に域内関税撤廃を目指す自由貿易地域（FTA, Free Trade Area または Free Trade Agreement）を認める規定（GATT24 条）を設けていた。しかし、これは関税等制限的通商規則を「実質上すべての貿易（substantially all the trade となっており全貿易の 90% 以上と解されている）」について廃止することが求められ、かつ経過期間は 10 年以内と解されている。しかも、この協定は GATT（現在は WTO）に通告し、関係国からの要請があれば当該国との協議義務がある。このような厳しい制限があり、GATT 発足以来オーストリア・リヒテンシュタイン間のもの、ベネルックスのものを EC または EU に拡張したもの以外にはほとんど試みられたことはなかった¹。NAFTA はこの制度を活用したものであった。GATT のリーダーであった米国の主導で締結されたものであり、それを見た他国もこれに倣って、個別の FTA への動きを加速することとなった。その結果、現在では 200 近くの FTA が締結されることとなっている。この中にあってわが国は、WTO による多国間交渉へのこ

だわりから多少出遅れた観があったが、NAFTA によるメキシコ市場での不利な立場を避けるために FTA 交渉に入ることとなった。その際は関税のみでなく、もっと幅広く経済関係を含むものを EPA（Economic Partnership Agreement）として求めていくこととなった。米国も、南米 4 カ国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）によって形成された南米南部共同市場（MERCOSUR）に刺激され、先ずペルー、コロンビア等の南米諸国との FTA に乗り出し、オーストラリア、韓国等順次 2 国間の協定を結んで行くこととなった。その際、NAFTA と同様、関税のみでなく、サービス、投資等に、さらに各種のルールにと交渉範囲を広げ、日本の提唱した EPA に近いものとなって行った。

米国の自由化を進める通商政策は、WTO の多国間フォーラムでは推進し難くなっていることから、先ず意見調整のしやすい 2 国間協定を進めて行く方向にシフトし、さらに、この中から 1 つの協定パターンを築いて行き、次いで地域に広げていく方向を採っていると思われる。その 1 つが TPP（Trans-Pacific Partnership：環太平洋連携）協定である。

2. TPP 交渉へ

WTO では、ウルグアイ・ラウンドの後を受けたドーハ・ラウンドが、主として先進国と開発途上国の間での大きな考え方の相違を露呈し、まったく動きが取れない状況に立ち至っている。ウルグアイ・ラウンドにおいて、途上国側からあらゆる面での特惠的・差別的取扱い（Preferential and Differential Treatment）が強く求められていたが、具体的な取り扱いが十分議論されない状況にありながら、急遽、

¹ 開発途上国の FTA に関しては、1971 年に GATT に付加された第四部「貿易及び開発」の中に創設された特惠関税制度が活用された。先進国はすべての開発途上国に向けて、途上国産品にのみ適用される特惠関税制度を設けたが、EU はこれを活用して、旧植民地との間にロメ協定という地域関税協定を結び、それらの国に特惠関税を設けた。同様の考え方で、先進国対途上国の FTA または途上国間の FTA は、GATT 第四部で第 24 条の制限なく締結可能と考えられている。

米・EU 間の農業に関する合意が図られたことから協定締結が急がれ、先進国側としては次期ラウンドへの積み残しという意識で、ほとんどの分野で開発途上国を例外扱いとせざるを得なかった。その後の BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）等の経済発展を受けて、先進国側はドーハ・ラウンドでこの例外扱いをできる限り原則に近づけるよう求め、開発途上国側は一体となってこれに強く反対し、交渉が頓挫することとなっている。このような中で米国は、開発の比較的進んだ途上国を中心に、2 国間 FTA で WTO 以上の一層の自由化を進める方向を取りはじめた。

一方、アジアでは ASEAN（Association of Southeast Asian Nations：東南アジア諸国連合）域内の自由貿易協定（Asian Free Trade Agreement, AFTA）の成立に合わせ、中国主導で日中韓の東アジア 3 カ国と ASEAN とで地域自由貿易協定を交渉する方向が打ち出された（日本はオーストラリア、インド、ニュージーランドを入れて ASEAN+6 とするよう提案）。これでは米国がアジア地域での貿易体制の外に置かれることとなるので、米国としては別途の対応が必要と認識されることとなった。さらに米国は、中国の抬頭に対して、外交の重点をアジア地域に移して行く方針（リバランシング）を採ることとなり、その貿易面の対応として APEC（Asian-Pacific Economic Cooperation：アジア太平洋経済協力）を中心に自由貿易体制を進めることが考えられた。APEC は、原則的には関税撤廃を含む貿易自由化を進めることに合意しているが、具体的な地域貿易協定への動きには至っていなかった。その中でシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの

FTA に積極的な 4 カ国が、APEC 諸国の参加に開かれた形で地域自由貿易協定を結ぶこととなり、2005 年に環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）が合意されていた。米国は、2009 年 11 月に、オーストラリアを誘ってこれへの参加を表明しつつ、協定そのものを根本から交渉し直すことを申し入れ、これが受け入れられた。さらに積極的に参加国を募った結果、先ずペルー、ベトナム、マレーシアが、次いでメキシコ、カナダ、日本が参加し、TPP（Trans-Pacific Partnership）協定の交渉が本格化することとなった。米国としては関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには国家貿易企業、知的所有権、政府調達、検疫衛生規則、投資保護、環境・労働基準等の幅広い分野に関して、21 世紀の世界貿易のルール基準となるようなものをこの TPP 協定で確立したいとし、このような地域協定を欧州との間でも結ぶよう TTIP（Trans-Atlantic Trade and Investment Partnership）協定の交渉にも入り、また、中南米諸国にも米州地域貿易協定の交渉を提案している。

米国としては、行き詰っている WTO の多国間交渉に対してその先取りをして行くような動きであるが、通商政策は、多国間主義から現実的な個別 2 国間 FTA、さらに TPP を基本とした協定を受け入れ可能な地域を中心に拡大し、新たな通商ルールを確立して行こうとする方向をとっている。しかし、TPP のような協定では、国営企業が多数存在し、経済活動に関する種々の政府介入を基本とする中国の参加は相当厳しく、またロシアにも厳しいと思われ、ある意味では、日米欧を基軸とした新しい形での世界通商体制が形成さ

れて行くことが考えられる。

3. TPP への米国の課題

米国は、独立当時の 13 州の体制は多様で、とくに南部と北部で貿易の利害に差があったため、また関税は連邦政府の収入として州政府から移されることとなったため、関税を含む貿易事項の権限は連邦政府に与えられず、議会のものとされてきた。外交権限全般は連邦政府に付与されており、国際協定は上院の承認で批准可能であるが、こと貿易問題となるとこの上院手続のみではなく、下院の議決を必要とされ、その発議権限は政府にないため交渉内容を議会で変更されることもある。このため連邦政府としては、貿易交渉は常に議会と連携をとって進めなければならず、GATT におけるラウンド交渉もこのような制約の下に行われてきた。しかし、このような交渉は相手国にとっては不安定で、米国が関税の一括引き下げ方式を提案したケネディ・ラウンドからは、米国政府が議会から交渉結果を修正せず一括して審議する約束を取り付けることを求められることとなった。これは、貿易促進権限 (Trade Promotion Authority) と称せられ、米国議会の審議促進手続 (fast track) の形式で政府の交渉結果を修正することなく一定の期限までに一括して採否を決することが基本となっている。今回の TPP 交渉でも、連邦政府はこの権限の取得を目指して交渉そのものの開始が遅れることとなり、この過程で TPP 協定に関する米国としての問題点が種々持ち出されることとなった。

まず、労働組合側からは「繊維、自動車 (とくにその部品)、電気器具等の国内産業が輸入品との競争にさらされ衰退する可能性があり、投資の自由化で米国産業が他の国に移

動することから、労働者の雇用・賃金に影響を与える」として、TPP 反対の意見が出された。その際、とくに他国が米国より緩い環境基準や労働基準を持っている場合は不公平であると批難した。米国民民主党は労働組合の支持を受けているため、この主張の影響を受け、全体として TPP 交渉には否定的となり、しかも下院は小選挙区制で、労働組合の支援なくしては当選のおぼつかない議員も多く、TPP 反対の意向が強く出ることとなった。民主党のオバマ政権は、議会多数党ではないとはいえ、TPP に関して、議会民主党の支持を期待できないという苦しい立場に立たされている。

他方、米国商工会議所 (U.S. Chamber of Commerce) 等経済界は、WTO 以上の自由化を求め、全体としては TPP 交渉を支持しているが、個別の業界では、具体的な事項についての種々の要望が出された。また、農業関係も全体としては TPP 推進派であるが、酪農、砂糖、牛肉、コメ等の分野では、その保護措置、通商上の既得権益について懸念が示された。これらは、自由貿易推進派である共和党議員にも理解されており、オバマ政権としても十分配慮する必要があると認識されていた。それぞれの具体的点は次の通りである。

- ①関税に関して、既存の個別 FTA の譲許を基本とすること、とくに撤廃期間に関し自動車部品等は例外的な長期間とすること、繊維および自動車部品に関する原産地規則を厳しくすること、関税と合わせて国による為替介入を禁止すること
- ②酪農品、砂糖の関税割当制を維持し、その米国の輸入枠は従来の FTA の範囲とすること、また、既得の関係輸入国の牛肉、コ

メの輸入枠を拡大すること

- ③サービスに関して、WTO 上譲許されている分野を拡げること、とくに開発途上国の金融・保険・通信の自由化を進めること
- ④投資に関して、WTO 以上に自由化分野を広げるとともに、原材料の国内調達比率や輸出比率の要求禁止等ルールを強化し、紛争処理に関し民間企業が政府を直接提訴できる制度を設けること
- ⑤知的財産権に関して、WTO を越える保護の期間（具体的には 50 年を 70 年）とすること、生物製剤のデータ開示時期を 5 年後から 12 年後にすること
- ⑥政府調達に関して、その対象範囲を広げ、かつ対象金額を下げること、マレーシア等の国内優先政策、ベトナムの国有企業の調達問題を交渉すること
- ⑦国家企業に関して、政府の関与を減らし、商業的に民間企業より有利な取り扱いをしないこと
- ⑧労働・環境基準に関し、国際基準の順守を義務化すること
- ⑨電子商取引の障害を排除すること、とくに小型商品の通関を迅速化すること
- ⑩検疫・衛生規則（SPS）に関して、WTO の紛争処理より迅速な対応体制を確立すること

以上のような各種要請を踏まえて交渉することを期待して米国議会は、TPA 法を 2014 年 9 月に成立させ、TPP 交渉は一挙に加速されることとなった。

4. 米国内での批准手続き

TPP 協定は、2010 年 3 月以来 5 年半の交渉期間を経て、2015 年 10 月 5 日大筋合意され、2 月には協定文書が完成した²。この協定は、各国の批准手続きを経て、すべての交渉参加国の批准書が寄託されて 60 日後に発効することとなっている。また、2 年以内にすべての国の手続きが終わらなかった場合は、12 カ国の GDP 合計の 85% 以上を占める 6 カ国の批准書寄託後 60 日で発効することとなっている。GDP は日米で約 80% なので、このいずれかが批准しない限り発効しないこととなる。

協定内容は、米国内の各種要請に相当応える形となっているが、いくつかは米国内で問題となっている。その多くは TPA 法案に賛成した共和党議員から提起されており、その取扱いが議会承認に影響する可能性がある。もっとも大きな問題は生物製剤のデータ保護期間である。データが公表されて初めてジェネリック医薬品の製造が可能となるもので、ジェネリック医薬品の開発遅れで公的健康保険の負担増になる懸念からオーストラリア、チリ等が従来の 5 年に固執し、妥協案として 5 年、さらにその後にジェネリック医薬品の承認申請に対して 3 年以上の安全性検証期間を設けることで合意された。しかし、オーストラリアの国内法でそれが明定されていないことが米国の製薬業界から指摘されることとなった。また酪農品に関し、カナダの輸入枠が不十分であることも大きな問題とされている。さらに、投資協定における企業から政府を相手に訴追する制度に関し、タバコの表示義務規制が対象外にされていること、金融サービスに関し、データ・サーバーを営業国内に置くことを義務とすることが禁止されるこ

² 協定概要は JAICAF の『海外農林業情報』No.50 参照 (<http://www.jaicaf.or.jp/reference-room/publications/detail/article/694.html>)。

と等も問題とされている。

しかし、これらを再交渉することはほとんど不可能であり、今次協定は当事国2国間だけでの取り決めに多く含んでいることもあり、政府としては、生物製剤と酪農品の問題は2国間の確認事項とすることで対処しようとしているようである。なお、為替介入問題は、TPP 反対のための理由付けの様相がみられ、金融関係からは貿易問題で取り上げることは不適切との指摘もあり、問題外と考えられているようである。さらに金融サービスのデータ問題は、財務省側が実質的なデータ提出を受けられるような体制をとることで対応することが考えられ、タバコに関しては、米国内にも異論があり、一部の議員のみの関心事項に過ぎないとして対応しない方向となっている。

TPA 上の TPP 協定批准と関連国内法の改正の審議期間は、政府からの協定批准案提出後 90 日とされており、その提出 30 日前までに行政側の意向案 (Draft Statement of Administrative Action) が提出される必要がある。これをきっかけに議会内でも関連法の準備等が行われることとなっているが、TPP 協定に関しては、これが 8 月 12 日に提出された。これは政府側として、できるだけ早い議決を求める意向を示したものと捉えられている。正式議案提出後は、最短では 10 日で審議が終わるとされているが、議会側はなかなか準備作業に入ろうとしていない。

米国では、来年 1 月に大統領が交代することになっており、今回当選したトランプ氏は、

選挙戦中に「TPP には反対」と主張してきた。また、大統領選挙と合わせて下院の全員、上院の 3 分の 1 が改選されており、新しい議員の TPP 協定への賛否が不明な状況となっている。このため、次期大統領就任前に、来年 1 月まで任期のある現議会で採決すべきか否かが問題となっている。新しい国会のメンバーが決まり、新しい大統領が決まっている期間は、レイム・ダックと称して重要事項の決定は避けるのが慣例となっていることから、果たして議会がそういう議決をするのか否か不明確である。レイム・ダックでの採決となった場合は、現議会が TPA 法案を上院では 60 対 38 で、下院では 218 対 208 で通過させており、その票がどうなるかの読みが問題となる³。上院では、TPA 法案に賛成した 60 名のうち 4 名（1 名は民主党副大統領候補）だけが、選挙戦中にこのままの TPP 協定には反対を表明しているのみなので、賛成多数は確保できるとみられており、また、下院は賛成派共和党議員のうち 28 名が選挙戦中にこのままの TPP 反対を表明しているが、落選議員は労働組合、業界団体からのくびきが外れ、より国家的見地から投票態度を決めることができ、オバマ大統領側の説得で民主党議員の賛成票が増えるのではないかと期待されている。しかし、議案本会議上程権限は上院では多数党院内総務 (Majority Leader、上院の議長は副大統領となっているため)、下院では議長にあり、上院共和党院内総務および下院議長ともレイム・ダック期間に上程するか否か、これからの政治状況を見て決めるのではないかと思われる。

現議会が採決しない場合は、次期議会での審議となるが、その可否は新しい議会の構成がどのようになっているかによることにな

³ 米国議会の各政党には党議拘束制度がないため、議員はそれぞれ個別の判断で、議事の賛否を決めることとなっている。

る。下院では全員改選のため、賛否の数を読むことは困難であるが、上院では3分の1のみの改選であり、自由経済賛成派の共和党の多数は変わらず、TPP 協定および関連法の改正は可決される可能性が強い。しかしながら、新しい議会は、前の議会の議案を引き継がないこととなっており、トランプ新大統領は、TPP は「就任日に即時撤退である」と

の意見を表明しており、今のままの TPP で議会の承認を求めることはしないのではないかと思われ、TPP 協定は、米国内で宙に浮いた状態となると考えられる。いずれにせよ、世界の自由貿易体制をリードしてきた米国にとって大きな痛手となるばかりか、世界の通商体制の大きな変革を迎えることとなろう。

(JAICAF 顧問)



大型 FTA の形成と東南アジア諸国の経済と農業

井 上 莊太郎

はじめに

TPP（環太平洋パートナーシップ協定：Trans-Pacific Partnership Agreement）は、2015年10月にアトランタで行われた閣僚会合で大筋合意され、翌2016年2月にオーストラランドで12カ国の代表によって署名された。TPPは物品市場アクセスだけでなく、貿易手続きの円滑化、政府調達、知的財産、競争政策、投資、環境、労働等々、全部で21の交渉分野を含んだ包括的な経済連携協定である。

一方、東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations：ASEAN）は、すでに日本を含む6つの近隣国とASEAN+1型のFTAを発効させており、アジアにおけるFTAのハブとなっている。このFTAネットワークの中核となるのがASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community：AEC）である。2015年12月末のAECの発足は、アジアにおける自由貿易体制の拡大の動きを加速させ、東アジア包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）の交渉を後押しするものである。

TPPにはASEANの10カ国のうち、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムの4カ国が署名している。TPPの発効により、

これらの4カ国は米国や日本などのTPPメンバーとの経済関係を深めていくことになるが、同時に4カ国以外のASEAN諸国の経済も、TPP協定から影響を受けることになる。

本稿では、TPPとRCEP、AECといった大型FTAの形成が東南アジア諸国の経済と農業に与える影響について考えてみたい。

1. アジア太平洋地域における2つの大型FTAの流れ：TPPとRCEP

1) WTO新ラウンドの難航と地域貿易協定の叢生

現在の国際貿易体制を規定している最も広域的な制度基盤は、162カ国・地域が加盟する世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）である。WTOの前身である関税および貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade：GATT）は、第2次世界大戦の原因となったブロック経済体制への反省から、無差別的で自由な国際貿易システムの構築を目指して設立された。GATTは、多数国が参加する「ラウンド」と呼ばれる交渉方式を通じて、関税の大幅な削減を実現してきた。そして、第1回交渉から、1994年に最終合意されたウルグアイラウンドに至るまでの8回の交渉を通じて、交渉分野も、サービス貿易や知的所有権、国内の補助金、製品の規格、輸入許可手続き等へと拡大し、1994年にWTOに移行した。しかし、1999年のシアトルでの

INOUE Sotaro: Economy and Agriculture of Southeast Asian Countries with the Formation of Large-scale FTAs

WTO 閣僚会議が各国間の対立や市民団体の反対運動によって混乱し、WTO による新ラウンド立上げは凍結された。2001 年からようやく、ドーハ開発ラウンドとして交渉が開始されたが、新ラウンドでも先進国と途上国、とくに米国と新興国（ブラジル、インド、中国等）との間での意見の隔たりは大きく、現在、交渉は膠着状態にある。

こうした WTO 交渉の停滞を脇に見ながら、2000 年代に入って地域貿易協定（Regional Trade Agreement：RTA）が急速に増大した（図 1）。RTA（自由貿易協定：FTA と関税同盟：CU を含む）とは、全ての加盟国に対する無差別的待遇という GATT の基本原則の例外として認められている、特定国間での自由貿易協定である。RTA の根拠となる

GATT の条項は、第 24 条（サービス貿易は GATS 第 5 条）であるが、そのほかに、途上国を対象とした授権条項（Enabling Clause）を根拠とする RTA もある。第 24 条に基づく RTA では、加盟国間のほぼ全ての関税を撤廃するなどの厳しい条件が課せられるのに対して、授権条項に基づいた RTA では、はるかに緩やかな貿易自由化水準でも、RTA の締結が認められる。

2）アジア太平洋地域における貿易自由化の流れ

現在、アジア太平洋地域において最も多くの国と地域が参加している国際経済協力の枠組みは、21 カ国が参加するアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）である。APEC は緩やかな政府間の

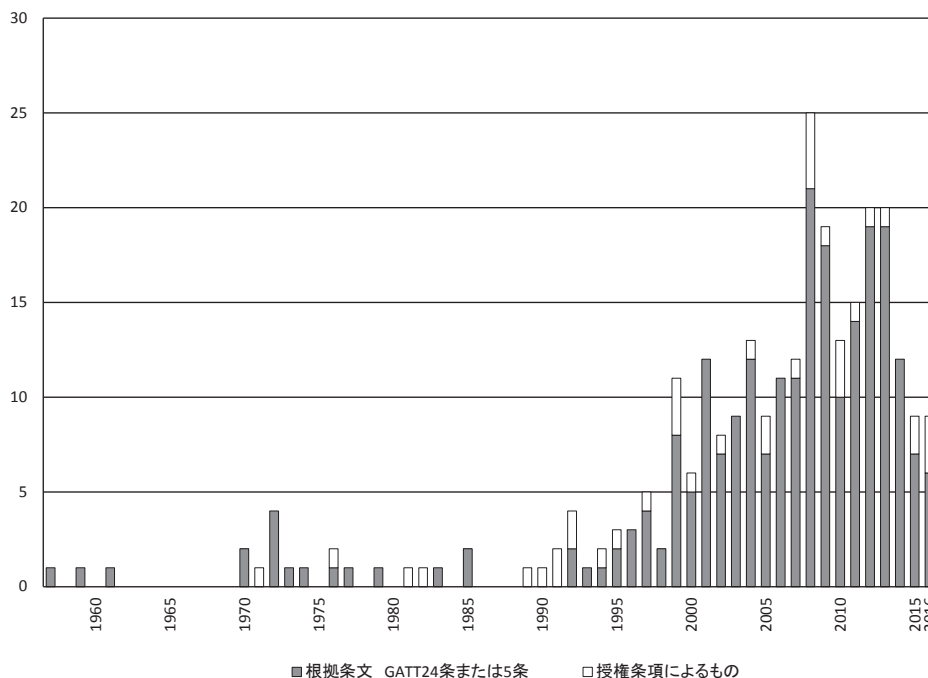


図 1 WTO への RTA の通告

出典：WTO サイト⁶⁾を基に筆者作成

協力枠組みであり、各メンバーの自発的な行動によりその活動を推進することを特色としている。APECの活動は、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、人間の安全保障、経済・技術協力と広い分野に広がっている。貿易に関しては、アジア太平洋地域の全域に対する長期的な自由貿易構想として、アジア太平洋自由貿易圏（Free Trade Area of the Asia-Pacific: FTAAP）が提案されている。FTAAPは未だ正式な交渉にはなっていないが、このFTAAPにいたる段階的な経路として重視されているのがTPPと、AECを核としたRCEPという2つの大型FTAである(図2)。

2. TPPとAEC、RCEP

1) TPP

TPPは、多くの商品の関税を撤廃するだけでなく、サービス、投資の自由化を行い、さ

らには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境など、幅広い分野の国際ルールを構築する、21世紀型のFTAである。TPPの原協定は、2006年に発効したシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国による経済連携協定であった。2010年にアメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルーが交渉国となり、さらにマレーシアが交渉に加わった。そして2012年にはカナダとメキシコ、2013年には日本が加わり、最終的に12カ国によって交渉が行われ、2016年の署名に至った。

TPPは、全ての署名国が、国内手続きの完了を幹事国（ニュージーランド）に通報した後、60日で発効する、もし署名後2年以内に全ての署名国が国内手続きの完了を通報しなかった場合には、2013年のGDPの合計が85%以上を占める6カ国以上の国が通報していれば、署名から2年の満了後60日（2018

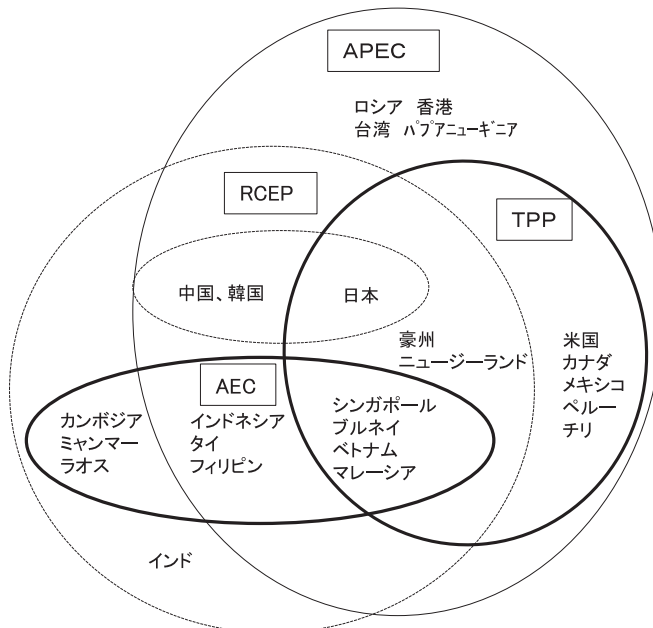


図2 アジア太平洋地域における地域貿易協定の枠組み

年4月)に発効する。アメリカのGDPシェアは60.4%、日本は17.7%なので、日米両国が批准すれば、TPP協定が発効する可能性は高い。逆に、日米のどちらかが批准しなければTPPは発効しないことになる。

報道によれば、比較的早く批准手続きを終えそうな国はニュージーランド、マレーシア、ベトナムなどであるが、本稿の執筆時点(2016年9月末)で、手続きを完了した国はない。一方、現在、行われているアメリカ大統領選挙では民主党と共和党のどちらの候補もTPPには反対であることを表明しており、批准されるか否かは予断を許さない。同様に、他の署名国についても、TPPの批准が国内の政治情勢に影響される可能性は残っている。

2) AECの発足とRCEPへの流れ

(1) 共同体に向けたASEANの取組み

ASEANは、1967年、ベトナム戦争を背景に、東南アジアの政治的安定と経済成長の促進を目的として設立された国際組織である。原加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5ヵ国であり、後にブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟し、現在では計10ヵ国となっている。域内の総人口は約6億人で、名目GDPは1.8兆ドルに達する。1人当たりの名目GDPは3107ドルであるが、4万ドルを超えるシンガポールから、1000ドルに満たないミャンマーなど、経済の発展水準の格差は大きい。この所得水準も歴史も自然条件も多様な国々が、様々な曲折を経ながらも、全体としての連携を拡大的に発展させてきたのである。

冷戦終結以降、ASEANでは政治・安全保障、経済、社会・文化、対外関係等、幅広いテーマが議論されるようになり、2003年には「ASEAN共同体」が創設されることが合

意された。その後、共同体形成に向けた取組みは着実に進められており、2007年の首脳会合では、共同体設立を加速する「セブ宣言」が出され、また同年にASEANの法的根拠となる「ASEAN憲章」が署名された。そして2009年には、「ASEAN政治・安全保障共同体」、「ASEAN経済共同体」、「ASEAN社会・文化共同体」の3つのサブ共同体の設立に向けた経路を示す「ASEAN共同体ロードマップ(2009～2015)」が発出された。

(2) ASEAN+ 1型FTAのネットワークとRCEP

経済分野の連携は、ASEANの共同体構想の最も中心的テーマである。1992年にASEAN自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area: AFTA)が締結され、共通有効特惠関税協定(Common Effective Preferential Tariff: CEPT)が1993年に発効した。そして2010年8月には、このCEPTを発展させたASEAN物品貿易協定(ASEAN Trade in Goods Agreement: ATIGA)が発効している。

このCEPTからATIGAに至るASEANの自由貿易協定がハブとなって、周辺国とのASEAN+ 1型FTAのネットワークが形成されている。2005年にASEAN-中国FTA(ACFTA)が発効した後、2007年にASEAN-韓国(AKFTA)、2008年にASEAN-日本FTA(AJFTA)、2010年にASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA(AANZFTA)とASEAN-インドFTA(AIFTA)がそれぞれ発効して、ASEANと周辺6ヵ国とのFTAネットワークが完成した。

この5つのASEAN+ 1型FTAのうち、AJFTAとAANZFTAはGATT第24条に、ACFTAとAIFTAは授權条項に基づいたものであり(AKFTAは両条項)、実際のところ

る各協定間で、関税引き下げの水準や原産地規定などの内容は、かなり異なっている。AJFTA や AANZFTA など第 24 条に基づく FTA は自由化水準が高い。一方、授權条項に基づいた AIFTA は、除外品目も多い上、関税の引下げ幅も小さく、さらに厳しい原産地規則が適用されていることから、実際の貿易拡大効果は大きくないと見られる。一方、ACFTA は協定の正式発効前に先行して実施した、アーリーハーベストによる関税の引下げでも、農産物の貿易が急増するなど、実際の貿易拡大につながっている。

こうした ASEAN+ 1 型 FTA に加えて、ASEAN の各加盟国も、独自にいくつもの 2 国間 FTA を締結しているため、同じ品目に対して様々な関税率が適用可能となっている。いわゆるスパゲティボウル現象である。こうした中で、既存の FTA を包含するような大型 FTA を志向する動きが強くなった。

2012 年に交渉が立ち上げられた RCEP は、

ASEAN+ 1 型 FTA のネットワークがカバーする 16 カ国による自由貿易協定交渉である。その元になっているのは 2007 年に日本が提案した ASEAN+ 6 による貿易交渉の枠組みである。

RCEP の形成とは、AEC がハブとして中心に存在し、他の 6 カ国が放射状に配置されるという現在の FTA ネットワークの構造から、16 カ国がイーブンな形で連結される新たな構造に転換することを意味する。

3. TPP と RCEP のもたらす経済効果

1) 現在の貿易動向

TPP は輸入国であるアメリカ、日本を有し、TPP 地域全体としては輸入超過である。一方、RCEP に含まれる中国と ASEAN は輸出指向工業化を進めている国が多い。したがって、RCEP 地域全体として輸出過剰である（図 3）。中国と ASEAN の 2 者間貿易に注目すると、両者相互の輸出額はどちらも急

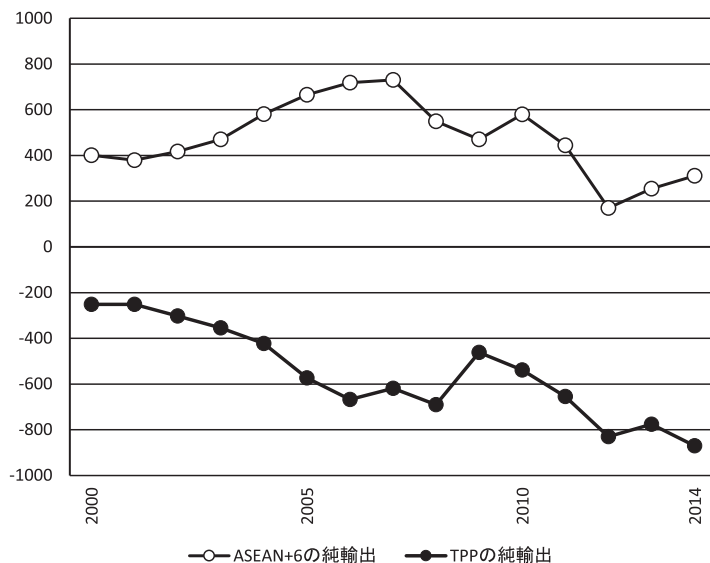


図 3 ASEAN+6 (RCEP) と TPP の純輸出額 (10 億ドル)

出典：RIETI-TID⁴⁾ を基に筆者作成

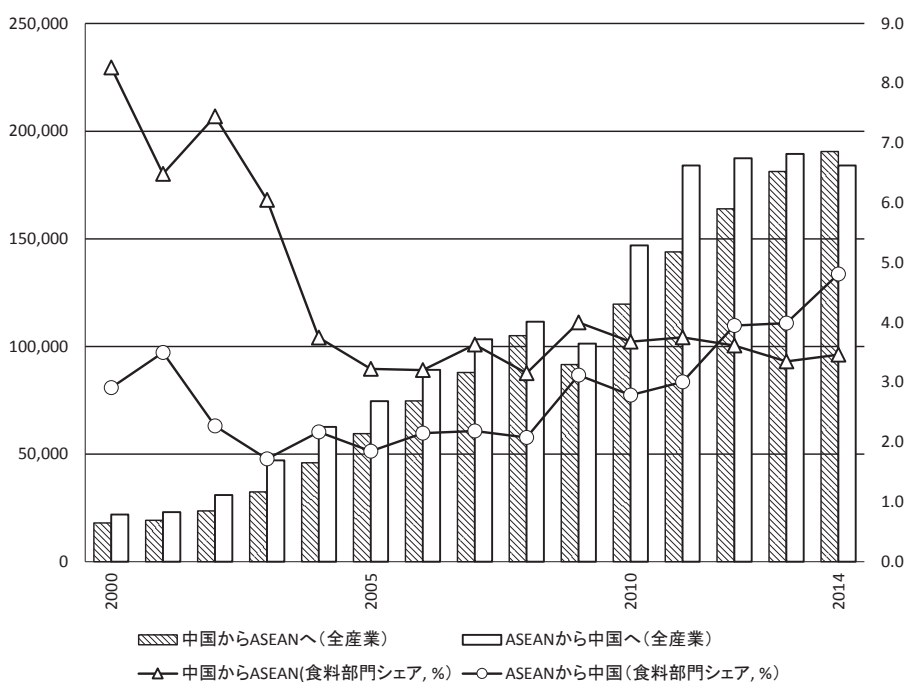


図4 中国とASEANの相互輸出構造

出典：RIETI-TID⁴⁾より筆者作成

増している（図4）。しかし、中国からASEANへの輸出では、食料部門のシェアは約半分に縮小しているのに対して、ASEANから中国への輸出に占める食料部門のシェアは倍増していることが注目される。2000年以降、ASEANは中国への食料品や原料輸出国としての性格が強くなっているのである。この時期は、中国が加工貿易政策を軸に、急速な輸出工業化を成し遂げた時期であり、ASEANにおける製造業の発展は、中国と比較すると相対的に停滞したのである。

2) TPPとRCEPの経済効果の比較

TPPの経済効果については、内閣官房TPP政府対策本部（2015）やWorld Bank（2016）など、いくつかの分析が公表されている^{2)、3)、5)}。それらはいずれも一般均衡モデルを用いたシミュレーションであり、データは、バージョンは違ってもGlobal Trade Analysis Project (GTAP)を用いている。そうした中で、太平洋経済協力会議（Pacific Economic Cooperation Council：PECC）は、同じく一般均衡モデルを用いた分析で、TPPとRCEPのもたらす影響を比較分析している³⁾。この分析は2つの大型FTAが各国に与える影響を概観する上で有用な情報を含んでいるので紹介しておこう¹⁾。

このPECC（2015）によるシミュレーショ

¹ TPPとRCEPでは、定量化の難しい分野を多く含んでおり、一般均衡モデルによる比較は、両協定の内容を全て表現したものではないことに注意されたい。

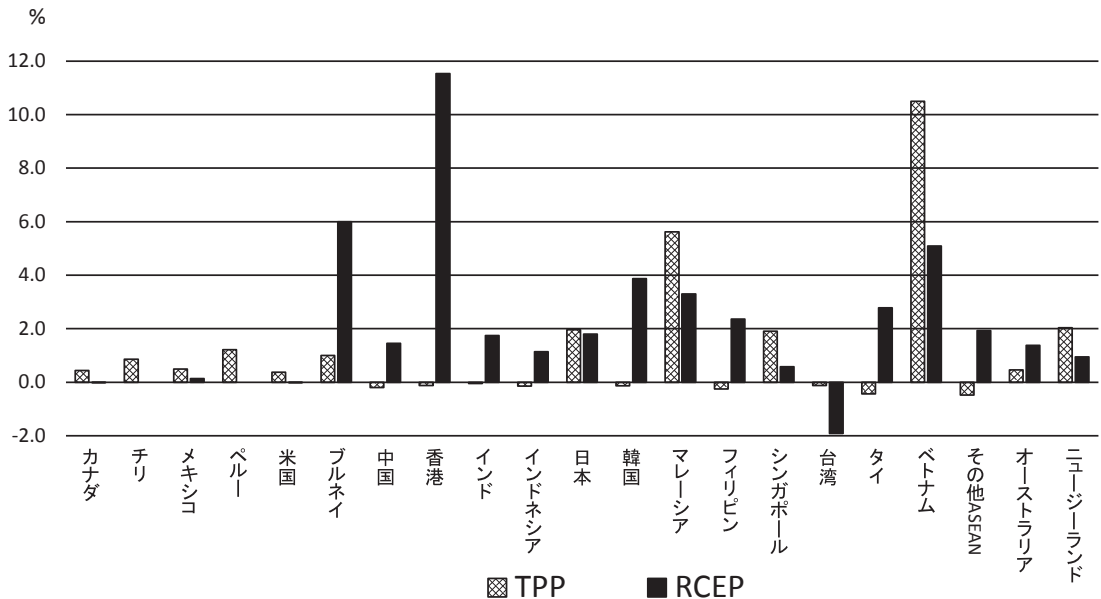


図5 TPPとRCEPが各国の2025年のGDPに与える効果(%)

出典：PECC³⁾、Figure2.5: Income gains from alternative agreements (2025 estimates) を基に筆者作成。
 原資料は2012年に発表されたシミュレーション結果による

ンでは、アジア太平洋地域の経済に与える拡大効果は、全体としてはRCEPの方が大きくなる(図5)。これは、関税水準の高い中国、インド、ASEANで大幅な関税削減が見込まれることによる。一方、TPPでは加盟国であるマレーシア、ベトナムに大きな利益が期待されるが、この利益は非加盟国であるタイ、台湾、韓国等からの貿易転換によってもたらされるところが大きい²⁾。そのため、アジア太平洋地域全体、あるいはASEANというくくりで見たときには、TPPから期待される経済拡大の効果は、RCEPの効果より小さくなる。

このように、TPPではアメリカという巨大

輸入市場が協定に参加しているため、輸出工業化を指向しているアジアの国の間で強い貿易転換効果が生まれる。また、TPPは投資先の変更をもたらすことになる。TPPの発効により、マイナスの影響を蒙ることが予想されるタイ、インドネシア、フィリピン、韓国の4カ国は、すでにTPPへの参加に関心を表明している。図5に示されているように、TPPの非加盟国である中国にとっても、TPPから貿易や投資について大きな影響を受けることは避けがたい。

一方、現在NAFTAによって得られているアメリカ、カナダ、メキシコ間に限られた特恵的な関係は、TPPによって後退させられる。たとえば農業関連では、TPP協定の下でメキシコがベトナムからのコメの輸入関税を削減すれば、それによりアメリカのコメ

²⁾World Bank⁵⁾でも、この傾向は同じである。

産業はメキシコ市場で後退を余儀なくされる。メキシコ市場での縮小は、TPP がもたらす日本によるアメリカ産のコメ輸入関税割当枠の拡大では十分には相殺されないと見られる¹⁾。

おわりに —大型 FTA と ASEAN の周辺化—

現在の東アジアにおける貿易では、中国の存在が大きくなる中で、ASEAN は中国に食料や原料を輸出する、かつての植民地のような「周辺経済化」の傾向が生じている。RCEP の形成は、この状況をさらに強める可能性もある。一方、TPP が発効すれば、アメリカを中心とした貿易枠組みとの結合を深める国と、相対的に離れてしまう国とに、ASEAN の中で分裂が生じることが懸念される。

本稿では、TPP はベトナム、マレーシアに大きな利益をもたらす一方、タイ、韓国、中国へのマイナスの効果が大きいことを示す研究を紹介した。だが、TPP で求められる国有企業や政府調達、知的財産権、労働、環境、投資などの制度改革は、国によっては国内の政治的コストが大きい。

また、既存の自由化協定に比べて多くの国が参加する大型 FTA では、非参加国に与えるマイナスの影響に注目が集まる。それだけに ASEAN 各国は TPP や RCEP に対して慎重な対応が求められる。とくに、マレーシアやベトナムと輸出市場で競合する品目の多いタイは、TPP の不参加による不利益が強く懸念される。

東アジアの広域的経済連携の枠組みは、これまで ASEAN を中心に発展してきた。

ASEAN は FTA の枠組みのハブとなり、ネットワーク上に広がる貿易制度作りにおいて「運転席に座る」ことを実現してきた。しかし、TPP、RCEP という 2 つの大型 FTA の構築の動きの中で、こうした、制度形成における ASEAN 中心性 (ASEAN Centrality) は相対的に弱体化し、アメリカや中国といった外部の大国の意向がより強く反映されるようになる怖れが強い。貿易協定交渉における発言力低下、いわゆる「周辺化」を避けるためには、ASEAN 自身の経済統合をより高めていく必要があるだろう。

参考文献

- 1) McMinimy, Mark A. 2016, TPP: American Agriculture and the Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement, CRS Report, Congressional Research Service.
- 2) 内閣官房 TPP 政府対策本部 2015, TPP 協定の経済効果分析, 48p.
- 3) PECC 2015, State of the Region 2014-2015, Chapter 2, 31-43p.
- 4) RIETI-TID, <http://www.rieti-tid.com/> (2016 年 9 月 26 日アクセス) .
- 5) World Bank 2016, Potential Macroeconomic Implications of the Trans-Pacific Partnership, Topical Issue, Global Economic Prospects.
- 6) WTO, <http://rtais.wto.org/UI/PublicAllRTAList.aspx> (2016 年 8 月 15 日アクセス) .

(農林水産政策研究所 上席主任研究官)



TPP と食品の安全性・品質 — TPP 協定の関連条項の分析—

林 正 徳

はじめに

本稿は、本年2月にわが国を含む環太平洋12カ国により調印された環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership Agreement）（以下「TPP協定」）の、食品の安全性と品質に関連する条項の分析である。周知のように、わが国ではTPP交渉への参加の是非をめぐる様々な議論がなされてきた。交渉が終結し条文テキストをはじめ合意内容が公表された今日においても、もっぱら関心の的となっているのは関税撤廃や輸入枠の拡大など市場アクセス分野であり、ルール分野は関心の外にあるといっても過言ではない。

ところで、今日の国際貿易を律するWTO協定を誕生させたGATTウルグアイ・ラウ

ンド交渉（1986～94年）を境に、FTA、EPAなど様々な名称で二国間・複数国間で締結されているこれら地域貿易協定¹に、量的・質的両面にわたる大きな変化が見られた。すなわち、新規締結数が大きく伸びる一方、従来の関税撤廃に止まらず、様々なルール分野をカバーする包括的な内容となった。

TPP協定もこの延長上にある。本稿は、主要国による地域貿易協定の締結動向を見たいうで、TPP協定がどのような特色を持つのか、食品の安全性と品質に関する規定を分析したいうで、TPP協定が今後の地域貿易協定交渉にどのような意味を持ち、WTOの貿易ルールとラウンド交渉にどのような含意を有するのかを検討する。

1. 主要国による地域貿易協定の締結

表1は米国、EU²、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドおよび日本が、WTO発足の1995年1月以降締結した地域貿易協定を示したものである³。これら6カ国は、GATTウルグアイ・ラウンド農業交渉の主要交渉プレイヤーであり、WTOの関連協定の制定に重要な役割を果たした。

これら主要国の地域貿易協定への取り組みを、南北アメリカ、欧州および環太平洋の3つの地域に着目して整理する。

1990年代前半には、これら3つの地域それぞれで広域的な地域貿易協定の形成が試みら

HAYASHI Masanori: The Trans-Pacific Partnership Agreement's Implications on Food Safety and Quality Issues - An Analysis on its Related Provisions -

¹WTOではこれら貿易協定を総称して「地域貿易協定」(Regional Trade Agreements)と呼んでいることから、本稿でもこれを用いる。

²欧州連合(EU)は便宜上国として呼称する。

³加盟国からのWTO通報をもとにして筆者が作成した。未通報のものはそれぞれの政府のウェブサイトによった(11月1日現在で合意または調印済みのもの。合意され未調印のものは合意年により整理し、国名をイタリック表記した)。なお、EUはスイスと包括的な二国間貿易協定(1999、2004)を締結しているが、WTO通報されていない。

表1 主要6ヵ国・地域の地域貿易協定（2016年11月1日現在）

主要国（合意・調印数）	地域貿易協定締結した相手国（合意・調印年）
米国（13）	ヨルダン（2000）、シンガポール、チリ（2003）、オーストラリア、モロッコ、中米自由貿易協定（CAFTA）諸国・ドミニカ共和国（2004）、バーレーン（2005）、オマーン、ペルー、コロンビア（2006）、韓国、パナマ（2007）、TPP（2016）
EU（36）	トルコ、チュニジア、イスラエル（1995）、モロッコ、フェロー諸島（1996）、パレスチナ、ヨルダン、メキシコ（1997）、南アフリカ（1999）、マケドニア、エジプト（2001）、アルジェリア、レバノン、チリ（2002）、アルバニア（2006）、モンテネグロ（2007）、セルビア、ボスニア＝ヘルツェゴビナ、カリブ海諸国フォーラム（CARIFORM）、コートジボワール（2008）、カメルーン、パプアニューギニア・フィジー、東南アフリカ諸国（2009）、韓国（2010）、コロンビア・ペルー、中米諸国（2012）、ジョージア、モルドバ、ウクライナ、シンガポール、エクアドル、東アフリカ諸国（2014）、ベトナム（2015）、南部アフリカ開発共同体（SADC）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS, UEMOA）、カナダ（2016）
オーストラリア（10）	シンガポール（2003）、米国、タイ（2004）、チリ（2008）、ASEAN・ニュージーランド（2009）、マレーシア（2012）韓国、日本（2014）、中国（2015）、TPP（2016）
ニュージーランド（10）	シンガポール（2000）、タイ、P-4（2005）、中国（2008）、ASEAN・オーストラリア、マレーシア、湾岸協力会議（GCC）諸国（2009）、香港（2010）、台湾（2013）、TPP（2016）
カナダ（13）	イスラエル、チリ（1996）、コスタリカ（2001）、EFTA、ペルー、コロンビア（2008）、ヨルダン（2009）、パナマ（2010）、ホンジュラス（2013）、韓国（2014）、TPP、ウクライナ、EU（2016）
日本（16）	シンガポール（2002）、メキシコ（2004）、マレーシア（2005）、フィリピン（2006）、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ（2007）、ASEAN、ベトナム（2008）、スイス（2009）、インド、ペルー（2011）、オーストラリア（2014）、モンゴル（2015）、TPP（2016）

備考：1. EUの東南アフリカ諸国とは、マダガスカル、モーリシャス、セيشェル、ジンバブエ。

2. EUの中米諸国とは、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ。

3. EUの東アフリカ諸国とは、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ。

4. ニュージーランドのP-4は、チリ、シンガポールおよびブルネイとの間で締結されたTPP協定と同一名称の地域貿易協定。後者と区別するためP-4と呼ばれている。

れた。南北アメリカ地域では、1992年に北米自由貿易協定（NAFTA）が調印され、1994年に米国は南北アメリカ諸国⁴による米州自由貿易協定（FTAA）構想を提唱した。欧州地域では、1992年にEUとEFTA諸国による欧州経済圏（EEA）が調印された⁵。翌年

にはEU統一市場が発足し、1995年に北欧諸国とオーストリアが加盟してEUは15ヵ国に拡大した。環太平洋地域では、1994年のAPECボゴール会合で「自由で開かれた貿易と投資」の実現が合意された。

1995年のWTO発足から2010年代初めまでを特徴づけたのは、より「地道」な地域貿易協定作りである。米国は中南米諸国と二国間で、またアジア、中東地域の戦略的・経済的に重要な国々と締結を進めた。欧州地域で

⁴ キューバは除外されていた。

⁵ スイスは、国民投票の結果加盟が否決されたことからほぼ同内容の二国間条約をEUと締結している。詳細については林・弦間²⁾ 第Ⅱ部第2章参照。

は、EU が地中海沿岸や旧東欧の「周辺国」を加盟国に加えるか地域貿易協定を締結し、旧植民地の ACP 諸国をはじめ、その他地域の経済的・戦略的に重要な国々と地域貿易協定の締結を進めた。環太平洋地域では、オーストラリア、ニュージーランドおよび日本は、APEC 加盟エコノミーを中心に地域貿易協定の締結を進めた⁶。主要国間で地域貿易協定の締結がほとんど見られないことも、この期間の特色である⁷。

2010 年代に入ると、主要国による地域貿易協定の締結は新たな段階に入り、これら主要国同士の交渉・締結が顕著になってくる。2010 年に米国、オーストラリアほか参加表明国を交えた TPP 交渉会議が開始され、日本も 2013 年から参加した。この年には、日・EU 間の EPA 交渉、米国・EU 間の TTIP 交渉が開始された。翌 2014 年秋には、EU・カナダ間の地域貿易協定 (CETA) 交渉の実質合意が発表された。2015 年 10 月に交渉が終結した TPP 協定は、EU を除く主要国による地域貿易協定であることに大きな特徴がある。

2. TPP 協定の食品安全・品質関連条項

TPP 協定には、WTO 協定のそれにほぼ対応する食品の安全・品質関連条項が置かれている。TPP 参加 12 カ国はいずれも WTO 加

盟国であり、WTO 加盟国共通の貿易ルールがありながら、なぜ TPP 協定にこのような条項が設けられたのだろうか。

1) 食品安全関連条項

食品の安全に関して、第 7 章 (衛生植物検疫措置) が置かれている。また、第 2 章 (内国民待遇及び物品の市場アクセス) に「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」に関する規定 (第 2.27 条) がある。

(1) 衛生植物検疫措置に関する規定

TPP 協定の衛生植物検疫措置 (以下「SPS 措置」) 条項には、日本がこれまで締結したどの EPA にも見られない、詳細な規定が置かれている。日本がこれまで締結した 16 の地域貿易協定のうち 11 について SPS 措置条項が置かれている⁸が、いずれも SPS 協定上の権利義務を確認したうえで、SPS 措置にかかわる事件の発生、SPS 措置の制定・変更に関する情報交換、特定の問題につき相互に受け入れ可能な解決を目指し、科学に立脚した協議を行うための「SPS 措置小委員会」および締約国の SPS 措置に関する照会窓口を設置することを内容としていた。締約国間で SPS 措置に関する貿易問題が発生した場合には、地域貿易協定の紛争解決手続は援用されない (紛争処理は WTO の場で行われる)⁹。

TPP 協定では、SPS 協定上の権利義務の確認 (7.4 条) や SPS 措置小委員会の設置 (7.5 条) に止まらず、はるかに詳細な規定が置かれている。内容的に、① SPS 協定の規定の実施手続の詳細化を行ったもの、② SPS 協定では明示的に規定されていない事項に関し規定したもの、③ SPS 協定のルール内容に変更を加えたとされるもの、さらに④ SPS 措置にかかわる貿易問題についての処理手続の導入の 4 つに分けることができる。

⁶ 日本が APEC 非加盟エコノミーと EPA を締結したのは、スイス、インドおよびモンゴルとである。

⁷ 例外は、米国・オーストラリア FTA (2004 年) である。

⁸ 日本のシンガポール、フィリピン、タイ、インドネシアおよびブルネイとの EPA には SPS 措置条項が置かれていない。

⁹ TPP 協定以前の主要国による地域貿易協定の SPS 条項の分析については、林¹⁾ 参照。

① SPS 協定の規定の実施手続の詳細化

これには、有害動植物または病気の無発生地域および低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整（「地域化」）（7.7 条）、措置の同等（7.8 条）、透明性（7.13 条）がある。SPS 協定は SPS 措置の適用について初めて具体的な貿易ルールを定めるものであったから、具体的な実施手続については協定発効後 SPS 委員会でガイドラインが定められてきた¹⁰。EU やオーストラリア、ニュージーランドの地域貿易協定においても、こうした実施手続規定を置くものが多い（なかでも EU のものが最も詳細である）。TPP 協定の規定はオーストラリアやニュージーランドの地域貿易協定における関連規定を承継したものとみられる¹¹。こうした規定は、SPS 協定の実施手続面に關し地域貿易協定締約国間で補完したものとみてよい。

② SPS 協定に明示的に規定されていない事項に関するもの

この代表例は、監査（7.10 条）と輸入検査

（7.11 条）である。

監査（Verification）とは、輸入国が、輸出国の検査・検疫が輸入国の求める SPS 措置を履行する能力を持つか否かを検査し確認することをいう。このような規定は、ニュージーランドや EU の地域貿易協定にも見られる。

輸入検査に関する規定では、輸入検査は輸入に伴うリスクを基に不当に遅延することなく行われなければならない、輸入検査時に問題が発見された場合には遅滞なく（7 日以内）通報し、輸出国に対し情報提供を行わねばならない（7.11 条）。貿易問題は、検査時に問題が発見されることから始まることが多く、積荷全部の積戻しに至ることもしばしばである。こうしたことから、早期に問題を解決し損害を必要最小限度にすることが求められる。このような規定は、オーストラリア、ニュージーランドや EU の地域貿易協定に広く見られる。

このような条項は、SPS 協定に見られない。しかし、SPS 協定の具体的な実施面で直面する問題に関する行動規範として重要であることは否定できず、SPS 協定の貿易ルールの延長上にあるといえる¹²。この意味で、こうした規定も SPS 協定の貿易ルールを地域貿易協定締約国間で拡充し補完したものと見てよい。

③ SPS 協定のルール内容に変更を加えたとされるもの

TPP 協定には、SPS 協定のルール内容を変更したとされるいくつかの条項がある。米国政府による TPP 協定の説明書は、「リスク分析」概念の導入（7.1 条）は「SPS 協定を超え」、SPS 措置と「記録された客観的で科学的な証拠」との「合理的な関連」要件（7.9 条）が SPS 協定の「拡張」であり、「緊急措置」条項（7.14 条）も SPS 協定にない新たな規

¹⁰ 同等性については Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (G/SPS/19/Rev.2, 23 July 2004)、「地域化」については Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 6 of the Agreement on the Implementation of Sanitary and Phytosanitary Measures (G/SPS/48, 16 May 2008)、透明性については Recommended Procedures for Implementing the Transparency Obligations of the SPS Agreement (Article 7) as of 1 December 2008 (G/SPS/7/Rev.3, 20 June 2008)。

¹¹ 透明性に関し措置案の通報後コメント期間として最低 60 日を置くとの規定が置かれている（7.13 条 4 項）が、WTO のガイドラインのそれと同じである。

¹² 2014 年に合意された「貿易円滑化協定」(Agreement on Trade Facilitation) にも類似の規定がある（第 10 条 8 項）。

定であるとしている¹³。

このような評価には疑問がある。リスク評価、リスク管理およびリスクコミュニケーションの3つを包摂する「リスク分析」(Risk Analysis) 規定(7.1条)を置くことにより、SPS措置に関する貿易ルールにどのような変更をもたらしたのか、明らかでない。SPS協定はリスク評価に基づくSPS措置の決定について規定しており、SPS措置の決定と実施はリスク管理に他ならないので、リスク管理が規定されていないわけではない。国際食品規格のリスク分析概念を援用してなされたWTO紛争処理パネル判断は、リスク評価の範囲を限定するものであるとして上級委員会

で否定された¹⁴。リスク評価とSPS措置に「合理的な関係」が必要であるとの解釈は、WTO紛争処理事案報告ですでに示されている¹⁵。

将来問題が生じかねないのは、緊急措置(Emergency Measures)規定である。緊急措置とは、人、動植物の生命・健康の保護に係る「緊急の問題に対処するための措置」とされ(7.1条)、措置をとる際に他の締約国に通報し、6ヵ月以内にSPS措置の科学的根拠(scientific basis)を見直さなければならない(7.14条)。一方、SPS協定では科学的証拠(scientific evidence)が不十分な場合に暫定的に(provisionally)SPS措置を取り得ることが規定されている。暫定措置と緊急措置ともに該当するSPS措置がとられることも少なくないと考えられるものの、このような場合の法的義務関係は明らかでない。「科学的証拠」が不十分な場合に与えられたSPS措置について6ヵ月後にその「科学的根拠」の見直しが求められるのであれば、SPS協定上の権利義務が制限されることになる。

このほか、「締約国がイスラム法に基づく食品についてのハラールのための要件を採用し、または維持することを妨げるものではない」ことが規定されている(7.3条2項)。人、動植物の生命・健康の保護に関する条項にこのような規定を置く理由と法的意味も明らかでない¹⁶。

④ SPS措置にかかわる貿易問題の処理についての処理手続の導入

SPS措置に関し締約国間で貿易問題が発生した場合、これまでの日本、米国、カナダ、オーストラリアの地域貿易協定ではSPS措置小委員会で解決のための検討を行うにとどめ、紛争処理はWTOに委ねていた。TPP

¹³ 2016年5月、米国政府国際貿易委員会(ITC)はTPP協定について800頁近い報告書を公表した(ITC⁴) pp.419-420)。

¹⁴ EC・ホルモン牛肉紛争事案(DS48)上級委員会報告(パラ181)。

¹⁵ 日本・コドリガ紛争事案(DS76)で、SPS措置と科学的証拠との間に「合理的または客観的關係」(a rational or objective relationship)が必要であると判断された(パネル報告(パラ8.42)、上級委員会報告(パラ84))。ただし、国際基準に適合しない(not conform to)SPS措置について「記録された客観的で科学的な証拠」がリスク評価に加えて求められている(7.9条2項)のは、SPS協定の規定(2条2項)および紛争処理報告の判断(EU・ホルモン牛肉紛争事案上級委員会報告(パラ163～166))に照らし、国際基準への調和義務を強化したものと解される。また、TPP協定ではリスク分析について他の締約国にコメントの機会を与えたとされており(7.9条4項(b))、当事国政府による国内向けのリスクコミュニケーションも他国政府によるコメントの対象となると解されるので、7.13条に規定する透明性に加え新たな義務が課されたことになる。

¹⁶ 「ハラール食品」はWTOのTBT委員会で取り上げられており、国際的に共通の基準がなく、認証制度・要件が国により異なることが問題視されている(林・弦間²⁾ p.132)。「ハラール」(Halal)については、国際食品規格委員会のガイドラインがある(CAC/GL 24 - 1997)。

協定では、SPS 措置にかかわる貿易問題の解決のための協議の場を設け、さらに地域貿易協定の下での紛争処理に移行する道が用意された。

すなわち、SPS 措置に「懸念」を有する締約国は、相手国に「協力的な技術的協議」(Cooperative Technical Consultations)を要請することができる(7.17 条 1 項)¹⁷。相手国が一定期間内に協議に応じない場合やこの協議を通じて解決できない場合には、TPP 協定上の紛争処理手続に基づくパネル設置を要請することができる(同条 7 項)。WTO の紛争処理手続を援用するかどうかの選択権は提訴国にある(28.4 条 1 項)。

なお、衛生植物検疫措置に関する条項のうち、同等性の認定に関する規定(7.8 条 6 項)および国際基準への適合性と科学的証拠への依拠要件に関する規定(7.9 条 2 項)については、紛争処理手続規定の適用から除外されている(それぞれ 7.8 条 6 項の脚注および 7.9 条 2 項の脚注)。このような適用除外の理由と法的意味も明らかではない。

¹⁷WTO の SPS 委員会に「貿易上の関心事項」(Specific Trade Concerns) 検討の仕組みがあり、全加盟国と関係国際機関が出席する場で検討を行うことにより早期に貿易問題の解決を図っている(紛争処理手続の援用の前提とはされていない)。一方、TPP 協定の技術的協議は他の加盟国に原則として秘密とされており(7.17 条 6 項)、この協議を行うことなく紛争処理手続を援用することはできない(同条 8 項)。

¹⁸これら輸出国により、2012 年 3 月に International Statement on Low Level Presence が署名されている。わが国は、未承認遺伝子組み換え作物が混入した食品の輸入を認めず、飼料については 1 % まで混入を認めている。

¹⁹チリ、パルーとは酒類を保護対象とし、スイスとはスイスの農産物、酒類、鉱工業品、日本の酒類について名称リストを掲げて保護対象としている。

(2) 「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」に関する規定

第 2 章「内国民待遇及び物品の市場アクセス」の第 C 節「農業」に、この規定が置かれている(2.27 条)。「現代のバイオテクノロジー」とは、組み換え DNA など自然界での生理学上の生殖・組み換えの障壁を克服する技術で伝統的な育種・選抜で用いられていないものとされ(2.19 条)、輸入国における未承認の遺伝子組み換え体の微量混入の防止に関する規定が置かれているほか、情報交換と協力のための作業部会が農業貿易小委員会の下に設置される。米国、カナダ、オーストラリアなど遺伝子組み換え作物の輸出国により、輸入国による遺伝子組み換え体の承認手続の遅れや未承認組み換え体の微量混入の許容レベルの低さを問題視されていることを背景に、このような規定が「市場アクセス」に関連して設けられたものと見られる¹⁸。

2) 品質関連条項

品質関連条項としては、地理的表示と TBT 協定に関連する規定がある。

(1) 地理的表示関連規定

日本の地域貿易協定にも地理的表示保護に関し規定された例はある¹⁹ものの、本格的な規定が設けられたのは TPP 協定が初めてである。地理的表示は商標、特別の制度またはその他の法的手段により保護できるとされ(18.30 条)、保護・認定のための行政手続を定めるときには新規登録についての異議申立ておよび既に登録された登録の取消し手続を定めなければならない。異議申立て・取消しは、既存の商標との混同のおそれがある場合や「一般名称」(common name)として通例用いられている用語である場合に認められる(TRIPS 協定により高いレベルの保護が与え

られている「ぶどう酒及び蒸留酒」には適用されない(18.32条)。一般名称か否かは辞書、新聞、ウェブサイト等での使用や販売・取引実態を基に当局が判断する(18.33条)。地理的表示が複数の要素から構成されている場合に、個々の要素が一般名称であるときには保護されない(18.34条)。以上は属地主義に基づくことから、TPP加盟国の1つで保護されている地理的表示が他のTPP加盟国で当然に保護されるわけではない。一般名称の判断基準を設けた地域貿易協定は、TPP協定が初めてである。地理的表示よりもむしろ一般名称を保護する内容となっているといえよう。

TPP交渉参加国のなかには、EUと地理的表示の保護を内容とする地域貿易協定をすでに締結している国や交渉中の国々があった²⁰ことから、包括的な適用除外規定が置かれている。TPP協定の原則合意、締結または発効よりも前に、それぞれ原則合意、締結または発効した地域貿易協定については、適用されない(18.36条6項)。ただし、新規に登録される地理的表示については適用除外規定が適用されず、TPP協定の手続によらなければならない(同条2項)。

(2) TBT 協定関連規定

従来のEPAと異なり、TPP協定ではTBT協定に規定する「貿易の技術的障害」に関し詳細な手続規定が設けられた。食品の安全性と品質に限らない横断的規定であることもあり、説明は省略する。発生した問題を解決するための技術協議の規定が設けられているが、紛争解決手続との関連については規定されていない。中央政府の直下の地方政府による強制規格・適合性評価手続で貿易に著しい影響を及ぼすものについても、技術協議の対象となる(8.10条)。なお、「ワイン及び蒸留酒」、包装食品・食品添加物および有機産品についての規定が附属書に置かれている。

おわりに—TPP協定の含意—

TPP交渉への参加をめぐり、食品の安全性への不安が提起されたこともあってか、TPP協定合意により「日本の食品の安全が脅かされることはない」との説明が政府によりなされている²¹。

むしろ、TPP協定をめぐって問われるべきは、今後の地域貿易協定のモデルとなり得るものなのか、さらにはWTOの貿易ルールの見直しのベースとなり得るものなのかという問題である。

食品の安全性と品質に関する限り、TPP協定はWTOの貿易ルールの手続面での詳細化を行ったと見るべき点もあるものの、WTOの場で対立がある諸点について、一部の国々の立場を反映したと見られる点が少なくない。WTOでは、EUが食品の安全性に関し科学的合理性に懐疑的な立場を取り、品質に関し社会的価値観も重視する立場を取るのに対し、科学的合理性のみに立脚した安全性を重視する米国、カナダ、オーストラリア、ニ

²⁰ TPP交渉中に、ペルー(2012年6月調印)、カナダ(2014年9月合意)、シンガポール(2014年10月合意)、ベトナム(2015年12月合意)が、EUと地理的表示保護条項を含む地域貿易協定交渉を行っていた。マレーシアはEUとの交渉を2010年9月に開始したものの2012年4月以降中断している。

²¹ 内閣官房 TPP政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」(平成27年10月5日)17頁。TPP合意には協定のほか、両国政府間で取り交わされた合意文書がある。そのなかには食品添加物や残留農薬に関するものも含まれており、履行に当たり然るべき説明責任が果たされることが必要であろう。

ニュージーランドが対立している。また、EU が特別の保護制度を設けて地理的表示に高い水準の保護を与え、一般的名称化に限定的な態度を取るのに対し、酒類を除き商標制度や競争政策による保護で十分とし、一般名称を広義に捉える米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドが対立している。

TPP 協定の食品の安全性や品質に関する条項は、明らかに米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの立場を反映した規定内容となっている。これは WTO というグローバルな場での対立を背景に、地域貿易協定というローカルな場が「囲い込み」の手段として用いられている典型例である。EU も地域貿易協定を通じて同様の「囲い込み」を行っており、WTO のラウンド交渉が沈滞している今日、地域貿易協定が貿易ルール形成の主戦場となっている²²。ということは、主要国以外の国々は地域貿易協定交渉を通じていずれの主要国の立場を取るのか「踏み絵」を迫られることを意味する。

筆者は、貿易ルールの公平性の観点から、地域貿易協定による「WTO を超える」ルール作りに懐疑的である。WTO の貿易ルール

のもとで一定の条件²³で認められている「例外」としての地域貿易協定によって WTO 協定の貿易ルールの実質的な変更が進められてゆくことが、地域貿易協定における締約国間の貿易紛争処理メカニズムの整備²⁴と相まって、WTO 制度との間で矛盾が生じる事態を生じ、ひいては WTO 制度を浸食することになりかねないと、筆者は懸念している。

参考文献

- 1) 林 正徳 2014, 主要国の地域貿易協定における SPS 条項——「グローバル・ルール」と「ローカル・ルール」の重畳化の事例分析, 2013 年度農林中央金庫研究委託事業報告書 農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究, 早稲田大学日米研究機構。
- 2) 林 正徳・弦間正彦 2015, 「ポスト貿易自由化」時代の貿易ルール——その枠組みと影響分析, 農林統計出版。
- 3) Marceau, G. and Wyatt, J., 2010, Dispute Settlement Regimes Intermingled: Regional Trade Agreements and the WTO, *Journal of International Dispute Settlement*, 1 (1) .
- 4) United States International Trade Commission 2016, *Trans-Pacific Partnership Agreement: Likely Impact on the U.S. Economy and on Specific Industry Sectors*.

(早稲田大学地域・地域間研究機構(日米研究所) 招聘研究員)

²² 以上の詳細は、林・弦間²⁾ 第 I 部第 4 章、第 5 章を参照。

²³ GATT 第 24 条 4、5、7 および 8 項の要件を満たすことが求められている (GATT1994 第 24 条の解釈了解 1 項)。これら条件を満たしていると認定された地域貿易協定は、存在しない。なお、TPP 協定については、いずれの交渉参加国からも WTO 通報がなされていない。

²⁴ WTO と地域貿易協定間の紛争処理制度をめぐる問題については、たとえば Marceau, G. & Wyatt, J.³⁾ 参照。



AECの発足とインドネシア農業

米 倉 等

はじめに

2016年1月にスタートしたAEC（アセアン経済共同体）に先立ち、農業分野においても域内の自由貿易が促進され農産物貿易における関税による国内保護のオプションはすでに一部を除いてほとんどなくなっている。しかし、国内農業を守れとの声はいずれの国も小さくなく、この状況に対処する有効な手段を確保することが各国の本音であり、実質的な課題のようだ。AEC加盟各国にとって、対外的には競争力の確保を謳い、対内的にはセーフガードなど非関税障壁を構成する保護的手段の戦略的保持が課題といえよう。

生産性の向上は普遍的かつ不変的課題だが、関税以外の国内農業保護のコンテクストからしてみれば、農産物や原材料たる種苗等の品質基準、育成者権の保護といったことも

有用な保護手段となり得よう。またASEANは、ゴム、オイルパーム、あるいは砂糖など、プランテーションによる生産と加工産業が結びついた大規模なアグリビジネスが展開する地域でもあり、これらの分野における活発な企業投資の舞台として注目しておく必要がある。畜産物や乳製品加工、飲料産業なども同様である。本稿は、農業保護になり得るいくつかの関税以外の政策手段ならびに投資の自由化という点に留意しつつ¹、インドネシア農業の動向、課題を検討してみる²。

1. インドネシア農業の戦略計画

インドネシアは2008年、第38番法によってAECを承認し、批准した。AEC発足の影響についてインドネシアではどのように受け止められているだろうか。

インドネシア農民親和協会（HKTI）の総裁ファドリ・ゾン（Fadli Zon）は、インドネシアの農業と畜産の状況はアセアン経済共同体の内の競争に備えができていないと訴えている¹³。HKTIは、北スマトラなどのゴムやオイルパーム農園の経営者など比較的富裕な農民を主力メンバーとする団体で、中央政界でも影響力のある有力な農民団体である³。ファドリ・ゾンによれば、かつてベトナムが食料危機に見舞われた時にインドネシアはコメその他農産物を輸出し、生産技術の支援もしたことがある。しかし、現在は皮肉なこと

YONEKURA Hitoshi: The Establishment of AEC and Agriculture of Indonesia

¹ 農業や種子などのアグリビジネスで知られるシンジェンタなどを中心としたシンクタンクがAECのASEAN各国の農業への影響に関するレポートを発表するなど、経済統合がアグリビジネスにとっても新たな展開の機会と捉えられている¹⁰。

² 2000年代については、拙稿⁴を参照されたい。

³ スハルト元大統領の娘婿、政党グリンドラ（大インドネシア運動党）代表プラボウォ・スビアントが2004から2009年にかけて総裁を務めた。現総裁のファドリ・ゾンは、現在国会（DPR）副議長を務め、グリンドラの創設メンバーでもある。

に逆転して、インドネシアの農民の厚生は一層不透明で、将来の備えを固めなければならぬとして、危機感をあらわにしている。

ASEAN 一体として貿易の自由化に舵を切る中でメンバー国、とりわけインドネシアにとって有利な選択はどこにあるかといった議論が行われてきた。なかでも TPP (Trans Pacific Partnership) と RCEP (Regional Comprehensive Partnership) に焦点を当てた議論が多かった⁴。非関税障壁に関しても RCEP の方が TPP より対象項目が相対的に少なく、各国が国内保護のオプションを維持しやすいなどより現実的とみなされた。いずれにせよ、TPP や RCEP が合意に至れば、AEC の他のいずれかの国が入り口となり、協定加盟国の輸出品がインドネシアにもどっと押し寄せることになる懸念されている。こういった中で、ジョコ・ウィドド（親しみを込めジョコウィと呼ばれる）新政権が 2014 年に発足し、その政権公約を基本に各省が 2015～19 年の中期 5 ヶ年計画を策定した。

ジョコウィ新政権の「政権公約 (NAWACITA: 9つの優先アジェンダ)」に掲げられた経済分野のアクション・プログラムでは、農業分野の重点課題が具体的に挙げられた。「(1) 輸入マフィアの撲滅を通じた食料輸入管理政策の策定、国内加工農産品の輸出振興、(2) 農業部門の貧困削減と農民の世代交替促進: a) 2019 年までに 1000 ヶ村で苗の自給宣言、b) 農民、農民組織、とくに女性農民の能力向上、c) 2019 年までに 300 万 ha 灌漑地・25 ダムの修復、道路・市場の整備、d) 年率 15% の投資増加による村落経済の開

発と魅力度の増進、(3) 農地改革: a) 900 万 ha 農地の土地権の小農・農業労働者への分配、b) 世帯当たり農地所有の 0.3ha から 2 ha への拡充と、ジャワ・バリ外での 100 万 ha の乾燥農地の開拓、(4) 農業・中小零細企業・協同組合専門銀行の設立による人民アグリビジネス振興」である³⁾。これらは一般国民によるアグリビジネスを基礎とする食料安全保障と位置付けられている。

佐藤も指摘するように、「輸入マフィアの撲滅、農地改革、専門銀行の設立」が注目される³⁾。前ユドヨノ政権下で、イスラム主義系の福祉正義党 (PKS) が農業大臣ポストを 10 年にわたって維持したことを背景に、牛肉輸入をめぐる党ぐるみの汚職問題が発生した。輸入ライセンス制度などは運用を誤れば不正の手段と化し、汚職問題につながる例だ。AEC による統合市場の実現には、このような政策選択を削減する効果も期待される。また、世帯当たりの農地面積を拡大、土地の再分配、専門銀行の設立は、アグリビジネスや農民自身による農業と、その関連部門への投資促進の狙いがあるものと考えられる。このような動きは、社会の貧困層を構成する零細な農村住民への社会政策にとどまらず、多量の農村人口が消費市場としてその重要性を増しているという現実を反映したものとして注目される。生産振興では、コメの種子自給が懸案事項に挙げられているのが目を引く。果物・野菜や畜産部門でも同様、種子増殖や新品種開発では、政府の開発努力だけでは不十分であり、農業生産の多様化を考えれば種苗にかかわる制度整備、たとえば農家やアグリビジネスの育成者権保護制度の整備も必要であろう。

農業省が発表した「戦略計画」書によって、政策の重点がどこにあるか確認してみよう。

⁴たとえば、Mediatani¹³⁾ 前掲記事、Kompas¹⁴⁾ 記事、Edy Burmansyah⁷⁾ など多数。以下 TPP と RCEP についてはこれらの資料による。

ジョコウィ政権の公約を踏まえて2015年から始まった5カ年中期計画(RPJMN: 2015-2019)に対応して、農業省は次のような6項目を計画目標としている⁵⁾。①コメ、トウモロコシ、ダイズの自給を達成するとともに、肉類および砂糖の生産の増大を図る、②食料の多様化を高める、③農産物の付加価値を高め、輸出市場における競争力を高め輸入代替を進める、④バイオインダストリーならびにバイオエネルギーの原材料確保、⑤農家世帯所得の向上、⑥政府機構の活動のアカウンタビリティ改善。

2008年の世界的食料危機をはじめ、繰り返される農産物の不作や価格高騰を教訓として、農業省の「戦略計画」は食料危機に対する「農業開発強化」(3KP: Penguatan Pembangunan Pertanian untuk Kedaulatan Pangan)の優先を掲げ⁶⁾、①農地供給の増大と有効利用、②農業インフラストラクチャーおよび投入財の増強、③種苗の流通ロジスティクの改善と拡大、④農民のための諸制度の強化、⑤農業における資金手当ての発展強化、⑥バイオインダストリーならびにバイオエネルギーの発展強化と、⑦これらのための市場ネットワークの強化、に重点を置いている。

投入財利用促進の活動と補助金プログラム、灌漑インフラの整備、水利組合の強化、普及制度の再活性化強化などの重視は従来と同様である。前ユドヨノ大統領の時代、肥料補助金(2014年度21兆ルピア、Rp.11865/US\$1)と貧困層向け低価格米援助プログラム(RASKIN、同年度18.8兆ルピア)を中心に補助金は増額された。補助金対象となった肥

料は年々800万tを上回った。2009年以降、農業関連の補助金合計は年々30兆ルピアを超え、2014年度は41兆ルピアにのぼった。農業省自体の歳費15.5兆ルピアをはるかに上回る額である。インドネシアは農業増産(とくにコメ)のための体制整備を重視、その手法、政策は従来と基本的に変化がないものの、中身では補助金行政が強化された。今後、このような施策が継続されるとすれば、農業予算の確保自体もさることながら、中央から地方への財政資金の確実なデイスバースメント、現場の担当公務員の遂行能力といった点での課題の克服がより重要であろう。

2. 農業の概況

1) 生産、所得、貿易

インドネシアでは、2010年以降コメなどの主要穀物生産は比較的順調であった(表1)。とくに外島における増加が特徴的で、今後、外島における増産が順調に推移すれば、食料生産に関して多少楽観していられよう。それに比してジャワは依然主要産地であるものの、優良農地の減少など様々な要因によって相対的地位は低下傾向にある。また、ダイズは過去5年余の実績が年平均1.93%増にすぎないのに、今後5年間で27.5%増などと計画しているが(表2)、非現実的で政策方針自体が安定していない感がある。

農業労働人口は、2014年現在男性2190万人、女性1387万人、合計3577万人で、2010～14年の間に年平均増加率では男性マイナス1.52%、女性マイナス1.42%、全マイナス1.49%と、急速な工業化、経済発展とともに減少傾向にある。単に増産のみならず、農家経済の改善を重視した「戦略計画」では農業従事者の一人当たり農業所得水準の伸びを

⁵⁾Kementrian Pertanian⁹⁾, p.204.

⁶⁾Kementrian Pertanian⁹⁾, p.204.

表1 主要穀物生産実績

(1000t)

		2010	2011	2012	2013	2014	平均増産率 (%)
コメ (粳)	ジャワ	36375	34405	36527	37493	36659	0.29
	外島	30094	31352	32529	33787	34173	3.24
	インドネシア	66469	65757	69056	71280	70832	1.63
トウモロコシ	ジャワ	9944	9467	10712	10095	10159	0.81
	外島	8383	8176	8675	8416	8874	1.52
	インドネシア	18328	17643	19387	18512	19033	1.11
ダイズ	ジャワ	633	574	604	522	622	0.37
	外島	274	277	240	258	332	5.98
	インドネシア	907	851	844	780	954	1.93

出典: Kementrian Pertanaian⁹⁾

注: 2014 年は暫定値。

表2 農業部門の計画概要

(1000t)

	ベース 2014 年	2015	2016	2017	2018	2019	2014-19 年 平均増産率 (%)	2010-14 年 平均増産率 (%)	
重要農産物生産	コメ (100 万 t)	70.8	73.4	76.2	78.1	80.1	82.1	3.0	1.63
	トウモロコシ(100万t)	19.0	20.3	21.4	22.4	23.5	24.7	5.4	1.11
	ダイズ (100 万 t)	0.95	1.20	1.82	2.76	2.95	3.00	27.5	1.93
	砂糖 (100 万 t)	2.63	2.97	3.27	3.50	3.66	3.82	7.8	
	肉 (牛、水牛:肉1000t)	368.4	436.2	470.9	511.7	556.0	604.0	10.5	
食料消費 (Kcal)		1967	2004	2040	2077	2113	2150	1.8	
その他主要農産物生産	トウガラシ	1041	1082	1106	1140	1174	1209	3.0	3.76
	青トウガラシ	735	751	759	770	782	794	1.6	4.40
	エシャロット	1061	1125	1173	1231	1294	1360	5.1	4.21
	マンゴ	2236	228	2340	2399	2460	2519	2.4	21.95
	パイナップル	1851	1888	1926	1964	2003	2042	2.0	na
	マンゴスチン	142	144	147	150	152	155	1.8	13.82
	スネークフルーツ	1038	1059	1080	1102	1124	1146	2.0	8.68
	ジャガイモ	1296	1322	1348	1375	1403	1431	2.0	3.77
	ミカン	1587	1640	1698	1766	1845	1913	3.8	4.13
	ゴム	3153	3320	3438	3559	3683	3810	3.9	4.09
	コーヒー	695	725	738	751	765	778	2.6	1.03
	カカオ	709	773	831	872	916	961	6.3	-0.23
	コショウ	92	93	94	95	96	97	1.1	1.75
	丁子	111	113	115	117	119	121	1.9	3.38
	コブラ	3031	3309	3355	3401	3446	3491	2.9	0.75
	茶 (乾燥葉)	144	160	160	161	162	163	2.6	-1.43
	パームオイル (CPO)	29344	30798	30845	32657	34515	36420	4.4	7.71

出典: Kementrian Pertanaian⁹⁾

4.3%としているが（表3）、インドネシアの最近の経済成長実績は低く見ても5～6%でこれよりさらに低い。貧困率を下げているものの、農工間格差は縮まらないのではあるまいか。

農業省は今後の農産物輸出の増加を年10%とし、輸入は2014年の7%増から一転してマイナス5%に抑制、5カ年の平均でマイナス1%としている（表4）。農産物加工流通総局は、次期の5カ年間の農産物貿易について、農園部門の輸出拡大によって農業全体の貿易収支が年平均で12.7%改善増大するものとしている。実績からみて10%増や5%減という数値にそれほど厳密な根拠があるとは考えにくい、生産の増加と輸出の振興、そして輸入の抑制が政策の基本であることは間違いない。野菜や果物ならびに農園作物のカカオ、コーヒー、茶などの生産性の向上、品質改善（認証基準、農薬など残留物規制強化、ブランド力）などを通じた競争力の改善、そして農産物全般に関しては流通ルート、とりわけ国内の輸送路や輸出港の整備などのインフラ投資の促進が条件となろう。

2) 農業のサブセクター別課題

AEC下でのインドネシアの農業生産の課題をサブセクター別に整理すると、①食料安全保障的観点からはコメ、トウモロコシ、ダイズなどの食料および飼料分野、そしてサトウキビと畜産部門が重視されている。需要の増加に対応した安定供給、国内市場価格の安定が課題であろう。②食料消費の多様化に対応した、野菜や果樹の増産がもう1つの大きな課題だが、ここでは流通機構・制度の整備、優位性を生かすための品質基準の確保を通じた輸出の促進が鍵であろう。優良種子の確保や品種改良、育成者権保護は、生産性の向上策であるとともに非関税の農業保護手段たり得る点も注目される。③インドネシアでは、砂糖をはじめゴム、パームオイル、コーヒー、ココアといった輸出一次産品の生産が盛んだが、これらは他のAEC諸国と競合する産品でもある。砂糖はむしろ輸入に依存する現状であり、自国生産の優位性をいかに発揮するかが課題である。ココアやコーヒーも優位性が高いにもかかわらず域外への輸出実績に結びついていない。ベトナムとの競争で劣位に

表3 農業所得と貧困率

	ベース 2014年	2015	2016	2017	2018	2019	2014-19年 平均増産率(%)
所得 農業従事者一人当たり農業生産GDP(100万ルピア)	8.0	8.3	8.6	9.0	9.4	9.8	4.3
農村貧困人口(100万人)	17.1	16.6	16.0	15.5	14.9	14.4	-3.4

出典：Kementrian Pertanaian⁹⁾

表4 農産物貿易収支見込

	ベース 2014年	2015	2016	2017	2018	2019	2014-19年平均 増産率(%)
貿易 農産物輸出増加率(%/年)	8	10	10	10	10	10	10
農産物輸入増加率(%/年)	7	-5	-5	-1	1	1	-1

出典：Kementrian Pertanaian⁹⁾

立たされている。やはり品質や流通が課題であろう。④ゴムやパームオイルはマレーシアとの生産・輸出競争が激しい。これらプランテーション農園による大規模な生産分野では、外国資本を含むアグリビジネスの活発な活動分野であり、AEC 全体の外資政策との関連性が重要である。

3. AEC 下のインドネシア農業の課題

1) AEC における農業の共通課題

ASEAN 全体として、経済統合化を実のあるものとする上で農業セクターは重要な位置にあるとみられている。インドネシアでも対応が必要とされる共通課題を検討しておこう。

ASEAN は 2008 年の世界的食料危機を教訓に、ASEAN 総合食料安全保障 (AIFS) とその戦略的アクションプランを 2009 年の第 14 回 ASEAN サミットで設定した。地域の食料安保のための具体的な機構を持った備蓄を行うとともに、各国が共通に課題とできる具体的なプログラムや活動により、域内農業の生産性を向上・増大し、多様化する食料消費需要に応え、域内外の貿易を促進するための競争条件を整え、農民の所得の向上を図ろうとするものである。域内を 1 つの統合された市場とするために、各国バラバラな対応を調整した統一的な農業生産工程管理が求められている。共通課題として着目される次の 6 点は、AEC 市場統合のための市場整備活動といえる。

(1) 食料安保 コメの備蓄

AEC 発足に先立って 2011 年 10 月には APTERR (ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve) が調印された。参加国のコメの供給不足に迅速に対応するコメ備蓄やコメ

調達の資金や現物提供を定めた。備蓄水準は 78 万 7000t である。

(2) 農産物の安全性と適正農業規範

(GAP: Good Agricultural Practices)

野菜・果物に関しては、2006 年に各国ごとの品質基準を調整統一して、野菜・果物分野の食品の安全、環境管理、労働の衛生・安全・福祉、農産品の品質をカバーした ASEAN GAP を任意基準としてスタートさせた。2014 年には水産分野、畜産分野ならびに有機農産物について基準を設けた。安全な工程管理による品質保証システムは、域内農産物が域外のグローバル市場にアクセスでき、生産者の活力を引き上げ、同時に安全な食品供給を支えると考えられている。

(3) 残留レベル規制

(ASEAN Maximum Residue Levels)

肥料、農薬、除草剤、成長調整剤など化学物質の多投による健康被害や環境への影響は大きく、その防止と抑制のために国際基準に合わせた残留上限 (ASEAN MRLs) が設定されている。域外に市場を求める際にも必須の条件である。その執行は各国の担当部局によるが、国ごとに異なった法律や規制制度では貿易拡大・市場統合の障害になる。放置されれば、各国は各々非関税障壁の手段として恣意的に利用しかねない⁷。

(4) 畜産動物および畜産品貿易

これまで、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生時には、各国ごとに輸入禁止や制限措置がアドホックにとられてきたが、域内貿易の自由化を前提とすれば、統合されたシステムがなければこれらの病害が域内全域に一気に拡大するリスクを抑えられない。域内対策のための調整センターとして、ASEAN 動物衛生・動物原性感染症調整センター (ASEAN

⁷ ASEAN⁵⁾ 参照。

Coordination Center for Animal Health and Zoonosis) の設立が合意され、2017 年の活動開始が計画されている⁸⁾。

(5) 林業の持続可能性確保

林業資源は AEC にとって発展のためのカギともいえる重要な再生産可能資源だが、周知のように違法伐採やオイルパーム農園への転用開発などによりその荒廃は止まらず、これに起因する国際間の煙害もいまだに収まらない。不法伐採は、環境問題などにより経済的損失を直接もたらすにとどまらず、国際市場における木材や林産物の市場評価、競争力にも影響する。この懸念は高まり、ASEAN としてはメンバー国に森林認証制度を導入させ、林産物のトレーサビリティを確立しようと企画している。長期的に林業資源の法治とガバナンス強化を目指している。

(6) R&D：育成者権の事例

新品種の開発普及は、AEC 各国の農業発展にとって最も重要な課題だが、開発には内外からのアグリビジネスや農民自身の参入を促す育成者権保護の課題がある。インドネシアをはじめマレーシア、タイ（他に中国、台湾）は品種保護制度 UPOV1991 年条約を批准していない⁹⁾。このため、日本からこれらの国々に出願できない作物も多く存在する。批准していない国は制度差を巧みに有利に利用する戦略をとれるが、貿易や投資促進という点では障害要因となる。だが、域内諸国間で足並みは揃っていない状況だ。

2) 「農業開発強化」(P3KP)

上記の制度整備は、非関税障壁など国境調

整手段にもなる諸懸案に関し、各国に域内スタンダードに適合するよう具体的対応を迫ることになる。このような動きに対しインドネシア農業省は、国内農業の強化こそが AEC 発足後の ASEAN の他諸国に対する高い競争力をもたらすとしている。豊富な農業資源を適切に活用し、輸入依存に陥らないよう農業生産性の向上のため技術や知識、そして投資を積極的に挺入れしていくこととし、「農業開発強化」(P3KP) を重要な基本戦略として掲げている。

基本的には補助金行政強化の色彩が濃厚であるが、バイオテクノロジー利用など研究開発にも一段と力を入れようとしている。たとえば、畜産であれば人工授精などの技術課題への取り組みがある。東ジャワ州シンゴサリや西ジャワ州レンバンの人工授精センター(BBIB: Balai Besar Inseminasi Buatan) で凍結受精卵を生産、西ジャワ州チプランの BET (Balai Embrio Transfer) では受精卵クローン牛が取り組まれている。これらは、インドネシアの気候風土に合った生産性の高い牛の品種の確保であり、種牛の輸入を減らす努力である¹⁰⁾。

「戦略計画」は、農業開発プログラムとその活動を国内地域別と産品別双方に着目したアプローチを採るとしている。各州や県などの地域固有の問題や優位な特性を踏まえ、生産から加工、流通、価格等に関し産品ごとにその特徴や課題に対応し取り組むものである。農業行政の機構、予算や人員の配置もこのようなアプローチを反映させて決定するということであろう。しかし、やや総花的で焦点が絞られていない感もある。

ジョコウィ政権公約の農業金融の強化は、まだ具体的な動きはないが、農村の零細な農

⁸⁾ ASEAN⁶⁾ 参照。

⁹⁾ ベトナム、フィリピンは批准している。伊藤武泰²⁾、石川君子¹⁾ 参照。

¹⁰⁾ Kemetrian Pertanian⁹⁾, pp.54-55.

家や商人でも利用できる機関金融の整備拡充を具体的な課題としているようである。投入財調達のための短期的金融もさることながら、重要になりつつあるのは投資的資金の供給拡充であり、農村での農産加工や流通改善のための起業、創業資金提供である。また、スーパーマーケットによる流通チェーンの拡大や農産物輸出拡大に伴い、契約栽培や契約出荷が普及する中、天候などの条件次第で野菜をはじめ農業生産は変動しやすく契約不履行などの問題処理が重要課題となっている。これは、作物保険や債権債務関係进行处理する機構がインドネシアの農業、農村においても必要になっていることを意味する。

3) 流通の改善と投資対策

大陸部では、国境をまたいだ「回廊」などと呼ばれる高速の道路交通網が急速に整備されつつある。他方、インドネシアでは流通インフラやシステムの未整備のために他のASEAN諸国に比べて輸送流通コストが高いとされる。ロジスティクの効率性比較(Logistic Performance Index : LPI, 2012) では、インドネシアは155カ国中59番目でタイやフィリピン、ベトナムに後れを取っている¹²⁾。このような流通コストの高さがASEAN諸国内でのインドネシア製品の競争力を阻害していると考えられている。

広い国土と農業資源に恵まれ、人口も多く、その分食料をはじめ農産物需要の大きいイン

ドネシアは、経済統合の下で機会が解放された外国資本にとって魅力ある投資対象であるはずだ。これに対し、2014年大統領令No.39で、農業投資に対して保護的な政策が採られた。農作物生産で25ha以上の農地を使用する外国投資には出資上限を49%とした。ただし25ha以上でも、農園部門の育苗事業では外資に95%まで出資が認められている。他方、野菜・果物の分野では種苗生産も含め30%が上限とされた。このような2014年の大統領令が実際に、十分に農業を支え、農民に実害のない農地政策になるかは要検証事項であろう。

4) 土地問題への影響と対応

投資対策面からも推察できるように、AECの潜在的影響として注目されるのは土地問題である。ジョコウィ大統領が示した政権公約では、900万haの土地改革、世帯当たり農地保有の大幅拡大など、にわかには実現不可能と思われるような課題も掲げられているものの、直面する問題や取り組むべき課題をはっきり示している。農業から農地が奪われる状況は、食料安保と安定的な農業発展を脅かし、伝統的な農業社会を不安定にする要因ともなってきた。ユドヨノ政権時代に発足した委員会MP3EIは、複雑な土地問題解決のために期待された対策だった¹¹⁾。しかし、実際は都市再開発や工業団地、交通インフラの開発促進のための土地確保の委員会であり、一般国民の所有地を内外の投資家へ円滑に移転させ、海外の活発な民間投資を呼び込むことに重点があった。

土地革新コンソーシアム(KPA)の記録では¹²⁾、MP3EIの方針に沿ったインフラの開発促進がとくに土地問題を引き起こしているとしている。2014年には472件の紛争が

¹¹⁾MP3EI (Masterplan Percepatan dan Perluasan Pembangunan Ekonomi Indonesia) は開発促進のための大統領を長とする委員会、2011年5月20日に設置。

¹²⁾土地革新コンソーシアム(KPA : Konsorsium Pembaruan Agraria) は、1994年バンドンに設立されたNGOで土地問題をウォッチ警鐘を発している全国組織。以下、Edy Burmansyah⁸⁾による。

あり、対象世帯が少なくとも 10 万 5887 世帯、面積 286 万 977ha にのぼったとされる。このうち、46% (215 件) がインフラ建設プロジェクトによるものだった。2 番目は農園部門で 39% (185 件)、そのうち 85 件が主にオイルパームを栽培する民間企業の農園であった。2004 年から 2014 年の累計では、1520 件、対象世帯 977 万 7103 世帯、面積 654 万 1951 ha にのぼった。

法制度の不備や政府、とくに地方政府の行政執行能力が欠け、住民とのトラブルを適切かつ迅速に処理できない事例が多い¹³。AEC の発足は内外の企業の民間投資を促進するチャンスであるものの、土地問題で足元をすくわれチャンスを生かせないとの懸念が広がっている。農業・農民の立場からは、相変わらず優良農地が次々に奪われ、食料安保や農家経済の改善にとって引き続き深刻な懸念材料だ。AEC 対応のみを優先した土地制度の変革は、農地や水資源などの農業資源の保全、適切な利用、農家経済の改善にとってマイナスであろう。土地関連の法制度や行政能力の整備なしには、農工間の土地資源移動は適切に行えず、AEC による経済統合に対応してチャンスを生かすことはできないだろう。

むすびにかえて

AEC 統合後のインドネシア農業の今後の展開を観察していくうえで重要な点を整理し

ておこう。

第 1 にインドネシアの場合、主要食用作物の中では、コメが格段に重視されている。その安定供給は食料安保にとどまらず、経済自由化を進めていく上での基礎であり、コメ生産が揺らいでは自由化促進の声がかき消されかねず、現政権運営を揺るがしかねない。

第 2 に基本的に貿易制限的関税政策はとれないのだから、各国で食料安保と零細農家保護のために様々な非関税手段が講じられるであろうことは間違いない。たとえば食品の安全基準、認証制度、農薬規制、防疫体制、種苗の育成者権保護などが指摘されたが、むろんこれらについては、AEC としても共通のガイドラインを設けて、貿易や投資の自由化の障壁ツールとして弊害にならないよう努めている。

第 3 に、技術革新などによる生産性の向上、食品の安全と品質の向上に加えて、多島国家であるインドネシアにとって、道路港湾などの公共投資と金融・流通システムの整備が AEC 域内外での競争力の改善のためにとくに重要である。

第 4 に、経済統合では貿易だけでなく投資の自由化も進められてきたのであり、AEC もしかりである。東南アジア諸国（とくにインドネシア）の農業の特徴は、オイルパームなどの農園部門あるいは農産加工や種子ビジネスに象徴されるように、巨大なアグリビジネス資本の活躍する舞台でもあるので、各国が零細農家保護にどのような手を打つかということと同時に、民間巨大アグリビジネスが経済統合を機に域内でどのように投資活動を行うかに注目していく必要がある。

第 5 に、したがって貿易のみならずこのような投資活動が、土地問題も含め食料安保や零細農民の保護、所得向上にどのような影響

¹³ 中国が受注したジャカルタ・バンドン間新幹線の用地の土地収用が遅れているのも同様の理由といわれる。東ジャワ州シドアルジョ県で起きた大規模な熱泥噴出事故（油井のボーリング調査が発端）によって広大な農地と市街地が熱泥の下にうずまった事件でも、その対策処理のための土地収用手続きと損害賠償支払いが進まない要因となった。Prasojo Bayu Suwondo Putro¹¹⁾ 参照。

や制約あるいは障害をもたらすかという点を注視する必要がある。貿易面の影響のみを考えた食料の生産と確保というだけでは今後の食料安保問題を検討するのには不十分であろうことを強調しておきたい。

参考文献

- 1) 石川君子 2015,「東アジア (ASEAN 諸国) における品種保護制度の最新状況」『花葉』No.34.
- 2) 伊藤武泰 2008,「海外における植物新品種の保護制度の概要と手続上の留意点」『パテント』61 (9) .
- 3) 佐藤百合 2014,「インドネシア・ジョコウィ政権の基本政策 (2)」アジア経済研究所地域研究センター 2014.12、http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201412_sato_2.html (2016.8.3 アクセス) .
- 4) 米倉 等 2014,「インドネシアの最近の政策動向: 食糧安保と貿易自由化」『農業と経済』80 (2) pp.87-97.
- 5) ASEAN 2015, “ASEAN Maximum Residue Levels: Enhancing Competitiveness of ASEAN Agricultural Products,” <http://www.asean.org/storage/images/2015/October/outreach-document/Edited%20MRLs-2.pdf#search='ASEAN+MRLS+Database'> (2016.8.25 アクセス) .
- 6) ASEAN 2015, “Trade of Livestock and Livestock Products: Enhanced Trade, Improved Food Security,” <http://www.asean.org/storage/images/2015/October/outreach-document/Edited%20Livestock-2.pdf> (2016.8.25 アクセス) .
- 7) Edy Burmansyah 2016, “Mendorong Pembentukan Pakta Perdagangan Selatan-Selatan,” *Harian Indoprogres*, 4 January 2016.
- 8) Edy Burmansyah 2015, “Makna AEC Bagi Petani Indonesia,” *Harian Indoprogres*, 3 August 2015.
- 9) Kementrian Pertanian 2015, *Renstra Kementan Tahun 2015 – 2019*.
- 10) Paul Teng, et al. 2016, *Efficient Agriculture, Stronger Economies in ASEAN: Private Sector Perspective for Policy Makers*. Singapore: BCSD.
- 11) Prasajo Bayu Suwondo Putro 2015, “Human Insecurity Caused by the Failure on Land Expropriation after Sidoarjo Mudflow Disaster.” In Prasajo Bayu Suwondo Putro, *Lack of Governance, Collapsed Social Capital and Human Insecurity after the Sidoarjo Mudflow Disaster in East Java*. Chapter 5, PhD Dissertation, Tohoku University, 2015.
- 12) “MEA (Masyarakat Ekonomi ASEAN) dalam Pertanian,” <http://agribisnisishere.blogspot.jp/2015/10/mea-masyarakat-ekonomi-asean-dalam.html> (2016.6.13 アクセス) .
- 13) “Sektor Pertanian Indonesia Belum Siap Hadapi MEA,” *Mediatani*, May 30, 2016, <http://mediatani.com/sektor-pertanian-indonesia-belum-siap-hadapi-mea/> (2016.6.13 アクセス) .
- 14) “TPP dan RCEP: Laporan Diskusi Indonesia dalam Perubahan Politik dan Ekonomi di ASEAN,” *Kompas*, 2014 March 14.

(東北大学 教養教育院)



宗教と経済発展の相克 —イスラーム農村における女性の活躍—

[著] 高木 茂／農林統計出版
2016年 139頁
2000円（税別）

開発協力の世界でイスラーム社会の女性をテーマとする研究はハードルが高い。1つには男性が女性と接することはタブーであることが大きな理由であろう。アンケートやインタビューといった社会経済系調査の対象が女性である場合、調査実施者も女性の場合がこれまで多かったが、本書の著者は男性であり、開発コンサルタントとして長年培ってきた経験・実績を基に上梓されたものであるが、男性である著者本人がイスラーム農村におけるジェンダー調査を実施したことが非常に珍しいと感じた。本書では、著者が開発協力事業に参加したガンビア、イラン、モーリタニアの3ヵ国を調査事例として取り上げ、イスラームを宗教的基盤としながらもそれぞれアフリカ、ペルシャ、アラブと言語・文化的に異なる国であることから、その対比では類似と相違が混在する。

本書は、以下の6章から構成されている。



はじめに

序 章 本研究の課題と構成

第1章 開発途上国における農業・農村開発とジェンダー問題の国際比較

第2章 ガンビア東部における落花生栽培と女性の役割

第3章 イラン農村における生計戦略と女性の経済活動

第4章 農村開発プロジェクトがコミュニティのジェンダー関係に及ぼす影響

第5章 要約、残された課題と提言

おわりに

学術論文を読み慣れている読者の方ならピンとくるかもしれないが、本書は著者の博士学位取得論文を基に加筆・修正の上で出版されたものである。なるほど本書の

構成はまさしく論文調であるが、その内容は学術的ではあっても比較的読みやすいものとなっている。

「はじめに」では、著者が本書を執筆するきっかけとなった論文との出会いについて語っている。同論文はガンビアで1960年代後半から1970年代にかけて実施された灌漑稲作のプロジェクトによって伝統的に女性が担ってきた低湿地稲作が喪失し、男性に灌漑水田が配分され、女性が自由に処分できる生産物が減少したことが指摘されていた。このことが著者を開発プロジェクトにおけるジェンダーに目を向かわせるきっかけになったという。

続く序章では、論文の骨格をなす研究の課題と構成に関し、問題意識、当該研究の背景、課題と論文構成について語られている。

第1章は、開発途上国全域を対象に農業・農村開発とジェンダー問題を概観するとともに、豊富な学術論文を引用しながら国際的比較・検討を行っている。

そして第2、第3、第4章では、それぞれガンビア、イラン、モーリタニアの3カ国における調査事例を開発プロジェクトという具体的背景から述べている。

まず第2章、ガンビアを事例として取り上げたプロジェクトはガンビア東部における落花生栽培と女性の役割についての研究では、プロジェクト実施前後の農民への聞き取り調査を主体にインタビューやフォーカス・グループ・ディスカッション（FGD）などを併用するとともに、プロジェクト期間中は参与観察や個別インタビューも実施し、当該農村の女性の变化（畜力耕の導入によるジェンダー分業の変化と生産性向上への寄与）についての結果が明らかとされた。

第3章、イランを事例として取り上げたプロジェクトは機織りに取り組む女性組合についての研究である。調査3カ国の中でもっともイスラーム戒律が厳しい国でのジェンダー調査は困難を極めたであろうことは想像に難くないが、質問票を用いた聞き取り調査や前述したFGDを通じて調査農村経済の変容と「機織り」をめぐる女性組合の変遷、成功要因が考察されている。

そしてモーリタニアを事例とした第4章では、オアシス社会におけるジェンダー関係の研究である。国土の3分の2がサハラ砂漠に属し、年間降水量100mmという極めて乾燥の厳しい国において農業は限定的であり、恒常的河川はセネガルとの国境をなすセネガル川のみえであり、あとは季節河川（ワジ）とオアシスが頼りである。そのような過酷な環境で如何に所得を創出するかという取り組みがなされ、対象としたオアシスにプロジェクトは野菜栽培、養鶏、保健衛生、収入創出活動としての裁縫・染色を提案した。中でも女性たちにとってもっとも活発化した活動は野菜栽培であり、彼女たちの収入に寄与しただけでなく、各家庭の食生活が豊になったことが大きかったことが読み取れた。

最後の第5章は当該研究の要約と今後の課題（女性の活動はどの程度男性から理解されたのか、女性の地位がどのように向上していくのか他）、そして提言（男女作業分担の見直しと技術研修の推進、女性リーダーの育成と主体性の醸成、地域資源の活用、計画段階におけるジェンダー分析と地域特性を踏まえた課題の抽出）としてまとめられている。

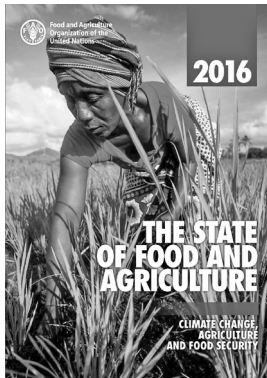
本書は開発コンサルタントの成果（課題も含め）という側面もあるが、男性研究者がジェンダー問題と向き合う際の参考書の論文ともいえる。

（JAICAF 業務グループ 小林裕三）



The State of Food and Agriculture 2016

FAO 発行
2016 年 173 頁



「世界食料農業白書（The State of Food and Agriculture, SOFA）」は、国連食糧農業機関（FAO）が刊行する最も重要な年次報告書の1つであり、食料や農業に関する重要な課題について科学的根拠に基づいた公正な分析・評価を広く紹介することを目的としている。

FAO が今年発表した世界食料デーのテーマは「気候変動 食料・農業も適応を」であり、気候変動による影響に農業を適応させ、温室効果ガスを削減する方策が示された。本書も、気候変動と農業、食料安全保障の関係性について検証したうえで、農業セクターが適応策と削減策を導入して、いかに効果的に気候変動に対応していくことができるのか詳述している。

まず本書は、気候変動はすでに農業や食料安全保障を脅かしており、早急に行動が取られなければ、数百万人が飢餓と貧困のリスクにさらされることになるだろう、と警鐘を鳴らす。気候変動により農業の生産性が下がり、食料の供給量が不足すると食料価格の高騰を招く。結果、飢餓や貧困率が高い地域に暮らす、とりわけ所得の低い人々が最も大きな影響を受けることになる。従来通りのアプローチを続けていたら、気候変動による影響がない場合と比べると、2030 年までに最大 1 億 2200 万人が貧困に陥る可能性があると推定している。

気候変動の影響を最小限に食い止めるためには、適応策や温室効果ガス削減策への取り組みが必要不可欠となる。しかし、約 4 億 7500 万人の小規模農家は、気候変動に最も脆弱であるにもかかわらず、技術や市場、情報、融資へのアクセスが非常に限られている。彼らが気候変動に適応でき、またそれに付随するリスクを管理できるようにする緊急の支援が必要である。小規模農家のレジリエンスを構築しない限り、貧困に終止符が打たれることはない。

一方で、農業、林業、土地利用変化は実に世界の温室効果ガス排出量の 5 分の 1 を排出していると本書は指摘、その上で、環境への影響を最小限に抑えつつ、農業・食料システムのレジリエンスを高める様々な選択肢を検証している。

“行動を起こさないことによるコストは、食料生産者が気候変動に効果的に対応できるようにするためのコストよりもはるかに大きなものになるだろう”と本書内で述べられるように、国際的な気候変動への一致した行動が急務となっている。

原文は英語のほか、アラビア語、中国語、フランス語、スペイン語、ロシア語で提供しており、以下よりダウンロードが可能。また、FAO 寄託図書館でも閲覧できる。

<http://www.fao.org/publications/sofa/sofa2016/en/>

（FAO 駐日連絡事務所 岡部桂子）

JAICAF 会員制度のご案内

当協会は、開発途上国などに対する農林業協力の効果的な推進に役立てるため、海外農林業協力に関する資料・情報収集、調査・研究および関係機関への協力・支援等を行う機関です。本協会の趣旨にご賛同いただける個人、法人の入会をお待ちしております。

1. 会員へは、当協会刊行の資料を区分に応じてお送り致します。
また、本協会所蔵資料の利用等ができます。
2. 会員区分と会費の額は以下の通りです。

賛助会員の区分	会費の額・1口
正会員	50,000 円／年
法人賛助会員	10,000 円／年
個人賛助会員	10,000 円／年

※ 刊行物の海外発送をご希望の場合は一律 3,000 円増し（年間）となります。

3. サービス内容
会員向け配布刊行物
『国際農林業協力』（年 4 回）
『世界の農林水産』（年 4 回）
その他刊行物（報告書等）（不定期）

ほか、
JAICAF および FAO 寄託図書館での各種サービス
シンポジウム・セミナーや会員優先の勉強会開催などのご案内

※ 一部刊行物は当協会ウェブサイトにて全文または概要を掲載します。
なお、これらの条件は予告なしに変更になることがあります。

- ◎ 個人で入会を希望される方は、裏面「入会申込書」をご利用下さい。
送付先住所：〒107-0052 東京都港区赤坂 8-10-39 赤坂KSAビル 3F
Eメールでも受け付けています。
E-mail : member@jaicaf.or.jp
- ◎ 法人でのご入会の際は上記E-mailアドレスへご連絡下さい。
折り返し手続をご連絡させていただきます。不明な点も遠慮なくおたずね下さい。

平成 年 月 日

個人賛助会員入会申込書

公益社団法人 国際農林業協働協会
会長 西 牧 隆 壯 殿

住 所 〒

T E L

ふり がな
氏 名

印

公益社団法人 国際農林業協働協会の個人賛助会員として平成 年より入会
したいので申し込みます。

個人賛助会員（10,000 円／年）

- （注） 1. 海外発送をご希望の場合は、一律 3,000 円増しとなります。
2. 銀行振込は次の「公益社団法人 国際農林業協働協会」普通預金口座に
お願いいたします。
3. ご入会される時は、必ず本申込書をご提出願います。

みずほ銀行東京営業部	No. 1803822
三井住友銀行東京公務部	No. 5969
郵便振替	00130 — 3 — 740735

「国際農林業協力」誌編集委員（五十音順）

安 藤 和 哉	（一般社団法人海外林業コンサルタント協会 総務部長）
池 上 彰 英	（明治大学農学部 教授）
板 垣 啓四郎	（東京農業大学国際食料情報学部 教授）
勝 俣 誠	（明治学院大学 名誉教授）
狩 野 良 昭	（元独立行政法人国際協力機構農村開発部 課題アドバイザー）
紙 谷 貢	（元財団法人食料・農業政策研究センター 理事長）
原 田 幸 治	（一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会 技術参与）
藤 家 梓	（元千葉県農業総合研究センター センター長）

国際農林業協力 Vol. 39 No. 2 通巻第 183 号

発行月日 平成 28 年 11 月 30 日

発行所 公益社団法人 国際農林業協働協会

発行責任者 専務理事 藤岡典夫

編集責任者 業務グループ調査役 小林裕三

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目 10 番 39 号 赤坂KSAビル 3 F

TEL (03)5772-7880 FAX (03)5772-7680

ホームページアドレス <http://www.jaicaf.or.jp/>

印刷所 日本印刷株式会社

International Cooperation of Agriculture and Forestry

Vol. 39, No.2

Contents

TPP and the Developing Countries

AZUMA Hisao

TPP / AEC and Agriculture

- Implications of Broad Regional Economic Partnerships in the Asia-Pacific Region -

Trends in the TPP Agreement in the United States

AZUMA Hisao

Economy and Agriculture of Southeast Asian Countries with the Formation of Large-scale FTAs

INOUE Sotaro

The Trans-Pacific Partnership Agreement's Implications on Food Safety and Quality Issues - An Analysis on its Related Provisions -

HAYASHI Masanori

The Establishment of AEC and Agriculture of Indonesia

YONEKURA Hitoshi